

教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和7年4月23日(水)

午後1時10分～

函南町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告その他事務事業の報告

4 付議案件

- 議案第28号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について
- 議案第29号 函南町立小中学校の主任等の任命について
- 議案第30号 函南町社会教育委員の委嘱について
- 議案第31号 函南町公民館運営審議会委員の委嘱について
- 議案第32号 函南町放課後子どもプラン運営委員の委嘱について
- 議案第33号 函南町立図書館協議会委員の委嘱について

5 報 告

- 報告第5号 函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員の委嘱等について
- 報告第6号 函南町就学支援委員会委員の委嘱について
- 報告第7号 函南町立小中学校薬剤師の委嘱について
- 報告第8号 函南町立幼稚園薬剤師の委嘱について

6 そ の 他

(1) 後援依頼について

- ア 第33回学校と出合える全国の私立学校合同進学相談会『学校を知ろう。』
- イ しずおかキッズアカデミー@函南
- ウ 第13回しずちゅう旗静岡県学童軟式野球大会
- エ 第62回道徳教育研究会
- オ 第11回函南アローズカップ中学女子バレーボール大会
- カ 函南町文化協会主催「お話の力 チャリティー落語&朗読会」
- キ 第26回静岡県市町対抗駅伝競走大会

(2) 次回委員会開催予定

定例会 令和7年5月29日(木) 13:10～ 函南町役場 3階 教育委員会室

教育長関係報告事項

令和7年4月23日（水）

月日	曜日	内 容
3月23日	日	・ 函南町消防団入退団式（10：00～）
3月24日	月	・ 新規採用教職員事前説明会（9：30～） ・ 函南町新規採用職員研修（10：35～）
3月25日	火	・ 教育支援センター運営協議会（13：30～）
3月27日	木	・ 伊豆市立伊豆中学校落成式（10：00～） ・ かなみ仏の里美術館運営審議会（14：00～）
3月28日	金	・ 教職員転退職者町離任式（11：00～）
3月31日	月	・ 町職員派遣・退職者辞令交付式（16：15～）
4月1日	火	・ 函南町辞令交付式（8：30～） ・ 函南町教育委員会辞令交付式（8：50～） ・ 函南町県費負担教育職員辞令伝達式（9：00～） ・ 臨時企画会議（10：00～） ・ 函南町県費負担教育職員初任者研修会（10：45～） ・ 函南町県費負担教育職員着任式（13：30～）
4月3日	木	・ 函南町会計年度任用職員説明会（9：30～） ・ 三島警察署管内防犯協会贈呈式（14：00～）
4月4日	金	・ 全国春の交通安全運動街頭広報（7：10～）
4月5日	土	・ 函南町文化協会総会（10：00～）
4月7日	月	・ 町内小学校入学式（9：00～） ・ 町内中学校入学式（13：30～）
4月8日	火	・ 企画会議（9：00～）
4月9日	水	・ 静岡県市町教育委員会教育長会（13：00～） ・ はごろも財団寄贈式（16：00～） ・ はごろも教育奨励会懇談会（17：00～）
4月10日	木	・ 町内校長会・園長会（13：30～） ・ 町内校長会（14：30～）
4月11日	金	・ 全国町村教育長会理事会（10：00～）
4月15日	火	・ 第1回静東市町教育委員会教育長会（13：15～） ・ 区長会（19：00～）
4月16日	水	・ 地域学校協働活動推進員打ち合わせ会（15：00～）
4月17日	木	・ 静岡県町教育長会定期総会・研修大会
4月18日	金	
4月21日	月	・ 課長等連絡会議（8：35～） ・ 企画会議（9：00～）
4月22日	火	・ 園長会（13：00～） ・ 教頭研修会（15：30～）
4月23日	水	・ 定例教育委員会（13：10～）

議案第28号

要保護及び準要保護児童生徒の認定について

要保護及び準要保護児童生徒の認定について、教育委員会の承認を求める。

令和7年4月23日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から就学援助申請が提出されたので、認定について教育委員会の承認を求めるものです。

議案第 29 号

函南町立小中学校の主任等の任命について

函南町立小・中学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第2号）第18条の4から第21条及び静岡県公立小中学校初任者研修実施要領の規定により、別紙の者を主任等に任命したいので、教育委員会の承認を求める。

令和7年4月23日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和7年4月1日付け静岡県教育委員会の人事異動により主任等の辞令を発令するため、別紙の者を主任等に任命するものです。

令和7年度 函南町教育委員会 主任等任命辞令

	函南小学校	丹那小学校	桑村小学校	東小学校	西小学校	函南中学校	東中学校
教務主任/主幹教諭	竹内 直子	久保田 久美子	小川 良子	藪崎 麻希	平松 統子	山田 大	新井 孝将
第1学年学年主任	稲木 美智子			八木 有希子	關野 真理	東 誠二	鈴木 和彦
第2学年学年主任	鈴木 さつき			高井 静香	松井 靖国	秋山 弘子	鈴木 毅彦
第3学年学年主任	渡邊 智哉			芦田 恵	梅原 一輝	増田 美祐紀	齋藤 秀人
第4学年学年主任	飯塚 健太			半澤 友代	小沢 卓斗		
第5学年学年主任	木内 麻紀子			監物 孝恭	花村 一城		
第6学年学年主任	柳田 誠			鈴木 亮太	岩城 雄大		
研修主任	石川 巳由	亀山 誠秀	江川 智恵美	大橋 恵介	松井 靖国	平井 可奈子	遠藤 佳奈
生徒指導主事/主任	岸 貴典	福本 美恵	大島 竜之介	新井 涼太	小沢 卓斗	岩城 拓真	大木 一生
進路指導主事						土屋 俊二	田中 直子
保健主事	内田 千尋	鈴木 寛人	萩原 大夢	松下 由津樹	岩城 雄大	丸山 美穂	牧原 里佳
道徳主任	金子 柚那	長尾 美瑠	浅井 洋美	芦田 恵	關野 真理	鷺野 敦子	植木 和宏
特別活動主任	森嶋 大也	長尾 美瑠	露木 理沙	木内 密花	山下 ひとみ	上嶋 崇嗣	山口 友樹
司書教諭	久保庭 美穂			八木 有希子	海野 はる佳	増田 美祐紀	亀山 美咲
防火管理者	宮崎 克久	土屋 清隆	関口 直	植松 覧奈子	岩本 浩輔	若月 哲也	香月 菜穂子
衛生推進者	鈴木 紗永	筒井 教子	溝口 詩野	コガ 知美	小澤 未奈	宮崎 典子	土屋 智美

教科主任

国語科	久保庭 美穂	長尾 美瑠	浅井 洋美	田中 綾乃	銅山 紋可	折尾 優里	市川 春奈
社会科	鳥羽 大我	芦川 政利	露木 理沙	鈴木 亮太	花村 一城	野田 寛太	遠藤 佳奈
算数・数学科	山本 順也	亀山 誠秀	大島 竜之介	長嶺 世菜	山口 淑実	藤江 航大	山口 友樹
理科	石川 巳由	芦川 政利	萩原 大夢	松本 大智	佐野 佳子	鈴木 智詞	水口 俊介
生活科	鈴木 さつき	福本 美恵	江川 智恵美	土屋 寿賀乃	吉村 秀美		
音楽科	山梨 亜希	久保田 久美子	江川 智恵美	監物 孝恭	水野 明世	赤木 祐太	尾村 明子
図工・美術科	渡邊 智哉	福本 美恵	神戸 由美子	太田 朋弥	清水 結衣	齊藤 貢一	植木 和宏
保健体育・体育科	稲葉 雅哉	鈴木 寛人	萩原 大夢	小澤 秀登	永岡 裕矢	村上 虎太郎	田中 直子
技術科						東 誠二	鈴木 毅彦
家庭科	金子 柚那	長尾 美瑠	神戸 由美子	小林 詩菜	山下 ひとみ	東 誠二	大橋 智奈津
外国語・英語科	山本 千里	亀山 誠秀	露木 理沙	松永 紗里	昆 令子	小澤 睦美	宮沢 真緒
養護主任	鈴木 紗永	筒井 教子	溝口 詩野	コガ 知美	小澤 未奈	宮崎 典子	土屋 智美
事務主任	湯川 望	高木 亜美	野高 歩	寺井 淳介	望月 茜	大木 公恵	土屋 泰彦
初任研拠点校指導教員				渡邊 衛	渡邊 衛		久保田 正基
初任研特例校指導教員							小野 高弘
(校内)指導教員				半澤友代・高井静香	平松 統子		
教科指導員						長本 絵里	市川春奈・鈴木毅彦

上記の者を各主任に命ずる。ただし、期間は令和8年3月31日までとする。

令和7年4月1日 函南町教育委員会 印

（教頭）

第18条 学校に教頭を置く。

- 2 校長の命を受けてこれを補佐し、校長不在のときは、その職務を代行する。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第39条に規定する事項については、代行することができない。

（主幹教諭）

第18条の2 学校に、主幹教諭を置くことができる。

- 2 主幹教諭は、教諭をもって充て、校長及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒の教育をつかさどる。

（栄養教諭）

第18条の3 学校に、栄養教諭を置くことができる。

- 2 栄養教諭は、児童・生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。

（研修主任等）

第18条の4 学校に、研修主任、道徳主任及び特別活動主任を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。

- 2 研修主任、道徳主任及び特別活動主任は、教諭をもって充て、校長の意見を聞いて、委員会が命ずる。
- 3 研修主任は、校長の監督を受け、研修に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 道徳主任は、校長の監督を受け、道徳教育に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 5 特別活動主任は、校長の監督を受け、特別活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

（教科主任）

第18条の5 学校に、各教科ごとに教科主任を置く。

- 2 教科主任は、教諭をもって充て、校長の意見を聞いて、委員会が命ずる。
- 3 教科主任は、校長の監督を受け、教科の指導に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

（養護主任）

第18条の6 学校に、養護主任を置くことができる。

- 2 養護主任は、養護教諭をもって充て、校長の意見を聞いて、委員会が命ずる。
- 3 養護主任は、校長の監督を受け、養護に関する事項の連絡調整及び指導、助言に当たる。

（生徒指導主任）

第18条の7 小学校に、生徒指導主任を置く。ただし、別に定める学校については、この限りでない。

- 2 生徒指導主任は、教諭をもって充て、校長の意見を聞いて、委員会が命ずる。
- 3 生徒指導主任は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

（教務主任、学年主任、保健主事）

第19条 学校に、教務主任、学年主任及び保健主事を置く。ただし、別に定める学校につ

いてはこの限りでない。

- 2 教務主任及び学年主任は教諭を、保健主事は教諭又は養護教諭をもつて充て、校長の意見を聞いて、委員会が命ずる。
- 3 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 5 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当たる。

(生徒指導主事、進路指導主事)

第19条の2 中学校に、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。ただし、別に定める学校についてはこの限りでない。

- 2 生徒指導主事及び進路指導主事は、教諭をもつて充て、校長の意見を聞いて、委員会が命ずる。
- 3 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。
- 4 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第19条の3 学校においては、第19条（教務主任等）及び第19条の2（生徒指導主事等）に規定する主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

- 2 前項の主任等は、校長が命じ、委員会に報告しなければならない。
- 3 学校に、教科等指導リーダーを置くことができる。
- 4 教科等指導リーダーは、教諭をもつて充て、校長の意見を聴いて、教育委員会が委嘱する。

(事務主任)

第19条の4 学校に、事務主任を置くことができる。

- 2 事務主任は、事務職員をもつて充て、校長の意見を聞いて、委員会が命ずる。
- 3 事務主任は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。

(共同学校事務室)

第19条の5 教育委員会は、町内の学校に係る事務を事務職員が共同処理するため、函南町立函南中学校に共同学校事務室を置く。

- 2 共同学校事務室に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(防火管理者)

第20条 学校に防火管理者を置く。

- 2 防火管理者は、教頭をもつて充て委員会が任命する。ただし、教頭をもつて防火管理者に充てることができない場合は、委員会は、校長をもつてこれに充て、又は校長の意見を聞いて教諭をもつてこれに充てることができる。
- 3 防火管理者は、校長の監督を受け、消防法（昭和23年法律第186号）に定める任務を行うものとする。

(司書教諭)

第21条 学校に司書教諭を置くことができる。

- 2 司書教諭は、校長の意見を聞いて委員会が任命する。
- 3 司書教諭は、教諭をもつてこれに充て、学校図書館法に定める任務を行うものとする。

静岡県公立小中学校初任者研修実施要領

静岡県教育委員会義務教育課

1 目 的

この要領は、静岡県教育委員会年次別研修事業実施要綱（令和4年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）の規定に基づき、公立小・中・義務教育学校（以下「小学校等」という。）の初任者研修に係る研修日数等について基本的事項を定め、初任者研修が効果的かつ円滑に実施されることを目的とする。

2 対 象

初任者研修の対象となる教員（以下「初任者研修者」という。）は、原則として、実施要綱第3条に定められた者とする。

3 研修内容

実施要綱第6条に規定された事項について実施するものとする。

4 研修形態等

校内研修及び校外研修は以下のとおり実施する。

区 分		研修日数等	内 訳	
校内 研修	直接指導	180 時間	指導教員を中心とした校内指導体制の下での研修	
	間接指導	120 時間	指導教員等による初任者研修の準備・記録等	
校外 研修	総合教育センター等 における研修	13 日	県教育委員会	市町教育委員会
			10 日	3 日
計			校内 300 時間+校外 13 日	

5 実施協議会

(1) 静岡県教育委員会（以下「県教委」という。）は、次の事項について協議を行うため実施協議会を設置し、年間2回開催する。

ア 年間研修計画

イ その他実施上の諸問題

(2) 実施協議会は、義務教育課長を長とし、関係機関の代表をもって構成する。

6 校長等連絡協議会

県教委は、初任者研修を効果的かつ円滑に実施するため、校長及び指導教員等の連絡協議会を3月に開催する。



7 拠点校方式

(1) 拠点校指導教員

ア 教科等必要な研修分野の指導力に優れ、全校的な視野に立って研修指導が行える者を、県教委が拠点校に配置し、当該学校を所管する市町教育委員会（以下「市町教委」という。）が命ずるものとする。（様式1）

イ 兼務の扱いは、「市町立小・中学校等教職員の兼務に関する身分取扱要項」によるものとする。

ウ 兼務校への通勤は、「市町立小・中学校等教職員の兼務に関する身分取扱要項」第8条にかかわらず、自宅から直接通勤するものとする。

エ 初任者研修のみを校務分掌とし、原則として授業は担当しないものとする。

(2) 校内指導教員

校内指導教員は、拠点校方式の小学校等において、初任者が所属する学校の教頭、主幹教諭又は教諭の中から、教科等の指導力に優れ、全校的な視野に立って研修指導が行える者を、当該校長の意見を聞いて、当該学校を所管する市町教委が命ずるものとする。（様式2）

(3) 教科指導員

教科指導員は、中学校において、初任者が所属する学校の同じ教科である教頭、主幹教諭、教諭を、もしくは初任者と同じ教科の免許状所有教員がいない等特別な事情がある場合は、他校の教諭の中から教科の指導力に優れている者を、当該初任者の所属する学校の校長の意見を聞いて、当該学校を所管する市町教委が命ずるものとする。（様式3）

(4) 非常勤講師

ア 県教委は、初任者の校外研修に伴い必要になる非常勤講師を初任者1人に付き1人を任命し、当該非常勤職員を市町教委に派遣するものとする。

イ 市町教委は、当該非常勤職員を非常勤講師に任命し、初任者に係る学校に勤務することを命ずるものとする。

(5) 定数措置等

対象校の円滑な学校運営を図るため、下記のとおり措置する。

対象教員配置類型	配 置
定数措置等	・ 初任者4人に1人の割合で拠点校指導教員を配置する。 ・ 拠点校指導教員は原則としていずれかの初任者が所属する学校に配置し、1人の初任者につき週1日の指導にあたる。 ・ 校外研修非常勤講師：当該初任者1人につき1人を配置できる。
非常勤講師勤務時間	・ 校外研修時の木曜日等：年間9日間以内 1日7時間以内

8 特例校方式

(1) 指導教員

- ア 初任者の所属する学校の教頭、主幹教諭、教諭又は非常勤講師の中から、教科等の指導力に優れ、全校的な視野に立って研修指導が行える者を、当該校長の意見を聞いて、当該学校を所管する市町教委が命ずるものとする。(様式4-1, 4-2)
- イ 県教委は、指導教員を命ずることができるようにするために、当該学校に対し、非常勤講師について措置を講ずるものとする。
- ウ 校長は、指導教員による初任者に対する指導及び助言が円滑に実施できるようにするため、指導教員の担当授業時数等校務分掌を軽減するものとする。

(2) 教科指導員

教科指導員は、中学校において、初任者が所属する学校の同じ教科である教頭、主幹教諭、教諭を、もしくは初任者と同じ教科の免許状所有教員がいない等特別な事情がある場合は、他校の教諭の中から教科の指導力に優れている者を、当該初任者の所属する学校の校長の意見を聞いて、当該学校を所管する市町教委が命ずるものとする。
(様式5-1, 5-2)

(3) 非常勤講師

- ア 県教委は、指導教員又は教科指導員（以下「指導教員等」という。）を命ずることに伴い必要になる非常勤講師の人数に応じて、非常勤講師を任命し、市町教委の求めに応じて、当該非常勤職員を市町教委に派遣するものとする。
- イ 市町教委は、当該非常勤職員を非常勤講師に任命し、当該指導教員等に係る学校に勤務することを命ずるものとする。

(4) 定数措置等

対象校の円滑な学校運営を図るため、下記のとおり措置する。

対象教員配置類型	配 置
定数措置等	①校内研修非常勤講師1人 ②校外研修非常勤講師1人 ※①及び②の非常勤講師は兼ねることができる
非常勤講師勤務時間	・校内研修時：年間300時間以内（週10時間以内） （原則：指導教員の後補充のため） ・校外研修時の木曜日等：年間9日間以内 1日につき7時間以内 （原則：初任者の後補充のため）

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

議案第30号

函南町社会教育委員の委嘱について

函南町社会教育委員条例（昭和35年函南町条例第2号）の規定により、別紙の者を函南町社会教育委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和7年4月23日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している委員の任期が令和7年4月30日をもって満了となるため、新たな委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

任期は、令和7年5月1日から令和9年4月30日まで。

令和 7 年度 社会教育委員 名簿（案）

No.	氏 名	住所若しくは所属	任 期	備 考
1	みやざき かつひさ 宮崎 克久	函南町立函南小学校長	令和 7 年 5 月 1 日から 令和 9 年 4 月 30 日まで	① 新任
2	つちや のりこ 土屋 典子	函南町教育支援センター (チャレンジ教室長)	令和 6 年 5 月 1 日から 令和 8 年 4 月 30 日まで	① 任期中
3	つゆき ようじ 露木 洋二	NPO 法人 函南町スポーツ協会会長	令和 7 年 5 月 1 日から 令和 9 年 4 月 30 日まで	② 再任
4	さとう やすひろ 佐藤 泰博	函南町文化協会会長	令和 7 年 5 月 1 日から 令和 9 年 4 月 30 日まで	② 再任
5	すずき かおる 鈴木 薫	函南町地域学校協働活動推進員	令和 7 年 5 月 1 日から 令和 9 年 4 月 30 日まで	① 再任
6	わたなべ ひとみ 渡邊 仁美	かななみ女性の会会長	令和 6 年 5 月 1 日から 令和 8 年 4 月 30 日まで	③ 任期中
7	すずき えつろう 鈴木 悦郎	函南町スクールアドバイザー	令和 6 年 5 月 1 日から 令和 8 年 4 月 30 日まで	③ 任期中
8	たかはし けいこ 高橋 桂子	ホームスタートボランティア、 読み聞かせボランティア	令和 7 年 5 月 1 日から 令和 9 年 4 月 30 日まで	③ 再任
9	とみなが かずひこ 富永 和彦	元学校長、 スクールソーシャルワーカー	令和 6 年 5 月 1 日から 令和 8 年 4 月 30 日まで	④ 任期中

【社会教育委員】 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 15 条の規定により函南町に社会教育委員を置くことができる。

委員は、^①学校教育及び^②社会教育の関係者、^③家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに^④学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

社会教育委員・公民館運営審議会委員候補者一覧（委員9名中5名改選）

任期満了による新任（任期：令和7年5月1日から令和9年4月30日まで）

	現在委員	候補者名簿
1	藤原 啓 函南小学校長 学校教育の関係者として委嘱	宮崎 克久 函南小学校長 学校教育の関係者として委嘱したい

任期満了による再任（任期：令和7年5月1日から令和9年4月30日まで）

	現在委員	候補者名簿
2	露木 洋二 NPO法人 スポーツ協会会長 社会教育の関係者として委嘱	露木 洋二 NPO法人 スポーツ協会会長 社会教育の関係者として委嘱したい
3	佐藤 泰博 文化協会会長 社会教育の関係者として委嘱	佐藤 泰博 文化協会会長 社会教育の関係者として委嘱したい
4	鈴木 薫 函南町地域学校協働活動推進員 学校教育の関係者として任用	鈴木 薫 函南町地域学校協働活動推進員 学校教育の関係者として任用したい
5	高橋 桂子 ホームスタートボランティア・読み聞かせボランティア 家庭教育の向上に資する活動を行う者として委嘱したい	高橋 桂子 ホームスタートボランティア・読み聞かせボランティア 家庭教育の向上に資する活動を行う者として委嘱したい

○函南町社会教育委員条例

昭和35年1月22日条例第2号

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定により函南町に社会教育委員を置く。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

第2条 社会教育委員の定数は、15人以下とする。

第3条 社会教育委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員に特別の事情があると認められた場合は、その任期中でもこれを解嘱することができる。

第4条 社会教育委員は、その互選により委員長を定める。

2 委員長は、社会教育委員の事務を総括する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を行う。

第5条 委員長は、社会教育委員の会議を招集しその議長となる。

第6条 社会教育委員は、その案件を示して委員長に対し社会教育委員の会議を開くべきことを請求することができる。

第7条 この条例に定めるもののほか、社会教育委員に関し、必要な事項は、別に教育委員会規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、報酬については、昭和35年度から適用する。

2 函南町社会教育委員条例（昭和27年条例第24号）は廃止する。ただし、その規定により現に在任する委員は、残任期間中引続き在任するものとする。

附 則（昭和40年3月23日条例第13号）

この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年12月19日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年2月14日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年2月17日条例第3号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第31号

函南町公民館運営審議会委員の委嘱について

函南町立公民館条例（平成元年函南町条例第16号）の規定により、別紙の者を函南町公民館運営審議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和7年4月23日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している委員の任期が令和7年4月30日をもって満了となるため、新たな委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

任期は、令和7年5月1日から令和9年4月30日まで。

令和 7 年度 公民館運営審議会委員 名簿（案）

No.	氏 名	住所若しくは所属	任 期	備 考
1	みやざき かつひさ 宮崎 克久	函南町立函南小学校長	令和 7 年 5 月 1 日から 令和 9 年 4 月 30 日まで	① 新任
2	つちや のりこ 土屋 典子	函南町教育支援センター (チャレンジ教室長)	令和 6 年 5 月 1 日から 令和 8 年 4 月 30 日まで	① 任期中
3	つゆき ようじ 露木 洋二	NPO 法人 函南町スポーツ協会会長	令和 7 年 5 月 1 日から 令和 9 年 4 月 30 日まで	② 再任
4	さとう やすひろ 佐藤 泰博	函南町文化協会会長	令和 7 年 5 月 1 日から 令和 9 年 4 月 30 日まで	② 再任
5	すずき かおる 鈴木 薫	函南町地域学校協働活動推進員	令和 7 年 5 月 1 日から 令和 9 年 4 月 30 日まで	① 再任
6	わたなべ ひとみ 渡邊 仁美	かななみ女性の会会長	令和 6 年 5 月 1 日から 令和 8 年 4 月 30 日まで	③ 任期中
7	すずき えつろう 鈴木 悦郎	函南町スクールアドバイザー	令和 6 年 5 月 1 日から 令和 8 年 4 月 30 日まで	③ 任期中
8	たかはし けいこ 高橋 桂子	ホームスタートボランティア、 読み聞かせボランティア	令和 7 年 5 月 1 日から 令和 9 年 4 月 30 日まで	③ 再任
9	とみなが かずひこ 富永 和彦	元学校長、 スクールソーシャルワーカー	令和 6 年 5 月 1 日から 令和 8 年 4 月 30 日まで	④ 任期中

【公民館運営審議会委員】 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 29 条の規定により公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

委員は、^①学校教育及び^②社会教育の関係者、^③家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに^④学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する。

社会教育委員・公民館運営審議会委員候補者一覧（委員 9 名中 5 名改選）

任期満了による新任（任期：令和 7 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日まで）

	現 在 委 員	候 補 者 名 簿
1	藤原 啓 函南小学校長 学校教育の関係者として委嘱	宮崎 克久 函南小学校長 学校教育の関係者として委嘱したい

任期満了による再任（任期：令和 7 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日まで）

	現 在 委 員	候 補 者 名 簿
2	露木 洋二 NPO法人 スポーツ協会会長 社会教育の関係者として委嘱	露木 洋二 NPO法人 スポーツ協会会長 社会教育の関係者として委嘱したい
3	佐藤 泰博 文化協会会長 社会教育の関係者として委嘱	佐藤 泰博 文化協会会長 社会教育の関係者として委嘱したい
4	鈴木 薫 函南町地域学校協働活動推進員 学校教育の関係者として任用	鈴木 薫 函南町地域学校協働活動推進員 学校教育の関係者として任用したい
5	高橋 桂子 ホームスタートボランティア・読み聞かせボランティア 家庭教育の向上に資する活動を行う者として委嘱したい	高橋 桂子 ホームスタートボランティア・読み聞かせボランティア 家庭教育の向上に資する活動を行う者として委嘱したい

○函南町立公民館条例

平成元年 6 月 29 日 条例第 16 号

函南町立公民館条例（昭和 61 年 函南町 条例第 4 号）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この条例は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号。以下「法」という。）第 20 条の目的達成のため、法第 24 条の規定に基づき、公民館の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（設置）

第 2 条 法第 21 条第 1 項の規定に基づき函南町に公民館を設置する。

2 前項の公民館の名称、位置及び設置区域は次のとおりとする。

名称	位置	設置区域
函南町立間宮地区公民館	静岡県田方郡函南町間宮 838 番地の 1	間宮の区域

（分館の設置）

第 3 条 前条に定める公民館に分館を設置することができる。

（職員）

第 4 条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、非常勤とすることができる。

3 公民館職員の給与その他、身分取扱いに関しては法令に定めるもののほか、すべて函南町一般職の職員の例による。

（公民館運営審議会）

第 5 条 法第 29 条第 1 項の規定により、第 2 条に規定する公民館に函南町公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

3 審議会の委員（以下「委員」という。）は、15 人以下で組織する。

4 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（使用の許可）

第 6 条 公民館を使用する者（以下「使用者」という。）は、あらかじめ公民館長（以下「館長」という。）の許可を受けなければならない。

2 館長は、重要かつ異例の使用については、教育委員会に諮り、その決定によらなければ

ならない。

3 館長は、使用許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(使用許可の制限)

第7条 館長は、次の各号の一に該当するときは、これを許可しない。

- (1) 公益、公安その他風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 施設を破損するおそれがあると認めるとき。
- (3) 管理上支障があると認めるとき。
- (4) その他、公民館の目的達成に支障があると認めるとき。

(入館の制限)

第8条 館長は、次の各号の一に該当する者には入館を禁止し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 伝染性疾患のある者又は他人に危害を及ぼし、迷惑をかけるおそれがあると認める者
- (2) その他、管理上支障があると認める者

(使用許可の取消等)

第9条 館長は、次の各号の一に該当すると認めたときは、使用許可の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例、又は条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用許可の条件、又は指示に違反したとき。
- (3) 使用許可後において、第7条のいずれかの規定に該当することが判明したとき。

2 前項の取消し等により、生じた損害については館長はその責を負わない。

(使用権の譲渡禁止)

第10条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別設備)

第11条 使用者は、特別の設備又は、装飾をするときは、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

2 前項の場合に生ずる費用は、使用者の負担とする。

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、その使用が終わつたとき、又は第9条の規定により使用を中止されたときは、直ちに原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第13条 使用者は、公民館の建物、設備、備品、その他の物件を破損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは館長の定める額により、その損害額を賠償しなければならない。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、改正前の函南町立公民館条例の規定により、既に使用の許可を受けている者については、なお、従前の例による。

附 則 (平成23年12月14日条例第26号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月1日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年6月26日条例第23号)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

○函南町公民館運営審議会規則

平成元年 7 月 1 日教委規則第 7 号

(目的)

第 1 条 この規則は、函南町立公民館条例（平成元年函南町条例第 16 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、函南町公民館運営審議会（以下「審議会」という。）の運営、その他必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、公民館長の諮問に応じて、次の事項について調査審議するものとする。

- (1) 公民館の事業に関する事項
- (2) 各種団体機関との連絡調整に関する事項
- (3) 公民館の施設整備に関する事項
- (4) その他必要な事項

(会長及び副会長)

第 3 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 8 月 29 日教委規則第 7 号）

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

議案第32号

函南町放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱について

函南町放課後子どもプラン運営委員会設置要綱(平成21年教育委員会告示第2号)の規定により、別紙の者を函南町放課後子どもプラン運営委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和7年4月23日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している委員の任期が令和7年3月31日を以て満了となるため、新たな委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日まで。

函南町放課後子どもプラン運営委員候補者一覧

任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

NO	前任者	候補者		備 考
		氏 名	所属・選任理由	
1	フジワラ アキラ 藤原 啓	ミヤザキ カツヒサ 宮崎 克久	函南小学校長 (1) 学校関係者	新任
3	オオニシ ケンタ 大西 健太	スズキ あづき 鈴木 あづき	子育て支援課留守家庭児童保育所担当 (2) 留守家庭児童保育所関係者 (4) 児童福祉関係者 (7) 行政関係者	新任
3	ヤマモト テツヤ 山本 哲也	カナザシ スミヨ 金指 澄代	東小学校PTA会長 (5) PTA関係者	新任
4	イシイ ツネオ 石井 恒男	イシイ ツネオ 石井 恒男	学校教育課地域学校協働活動担当 (7) 行政関係者 (8) その他教育委員会が必要と認める者	再任

函南町放課後子どもプラン運営委員 (令和7年3月教育委員会で承認済みの委員)

任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

NO	氏名	所属・選任理由	備考
1	トミナガ カズヒロ 富永 和彦	函南町社会教育委員長 (3) 社会教育関係者	承認済
2	ハンダ カズヨ 半田 和世	ジュニアコーラス函南講師 (8) その他教育委員会が必要と認める者	承認済
3	ワタナベ イリミ 渡邊 法美	ボランティアリーダーわたげ代表 (6) ボランティア団体関係者	承認済

○函南町放課後子どもプラン運営委員会設置要綱

平成21年4月1日教委告示第2号

函南町放課後子どもプラン運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 少子化や核家族化の進行など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図ることを目的とした、放課後子どもプラン推進事業の一体的又は連携した円滑な運営を図るため、函南町放課後子どもプラン運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 運営委員会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 放課後子どもプラン推進事業の円滑な推進のための会議
- (2) 放課後子どもプラン推進事業の各種事業に関する調査活動
- (3) 前2号に掲げるもののほか、放課後子どもプラン推進事業の運営に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 運営委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学校関係者
- (2) 留守家庭児童保育所関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 児童福祉関係者
- (5) P T A関係者
- (6) ボランティア団体関係者
- (7) 行政関係者
- (8) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員は、函南町教育委員会が委嘱する。

(運営委員会の委員の任期)

第4条 運営委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長、副委員長は、委員の互選による

3 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営委員会の会議)

第6条 運営委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 運営委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 運営委員会は、年間を通じて定期的に開催するよう努めるものとする。

(運営委員会の庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

議案第33号

函南町立図書館協議会委員の委嘱について

函南町図書館等複合施設の設置、管理及び使用料に関する条例（平成24年函南町条例第16号）第15条により、別紙の者を町立図書館協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和7年4月23日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和7年3月31日付け任期満了のため、新委員を委嘱するものです。

任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日まで。

令和7年度 函南町立図書館協議会委員 名簿 (案)

No.	氏 名	住所若しくは所属	任 期	備 考
1	セキグチ タダシ 関口 直	桑村小学校長	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	再 任 学校教育関係者
2	トミナガ カズヒコ 富永 和彦	社会教育委員会委員長	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	再 任 社会教育関係者
3	サトウ ヤスヒロ 佐藤 泰博	文化協会会長	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	再 任 社会教育関係者
4	カガヤ ケイコ 加賀谷 圭子	子ども読書アドバイザー	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	新 任 家庭教育活動者
5	アキタ マコ 秋田 真子	函南町PTA連絡協議会副会長 (函南西小学校PTA会長)	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	新 任 学校教育関係者
6	インダ カズヒサ 石田 和久	教育支援センター顧問	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	再 任 学識経験者
7	エンドウ ヒロミ 遠藤 弘美	幼稚園長会長 (自由ヶ丘幼稚園園長)	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで	再 任 学識経験者

○函南町図書館等複合施設の設置、管理及び使用料に関する条例

平成24年12月11日

条例第16号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項並びに図書館法（昭和25年法律第118号）第10条及び第16条の規定に基づき、函南町図書館等複合施設の設置、管理及び使用料に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 子どもからお年寄りまでの幅広い世代の町民が集い、町民の生涯にわたる学習活動を総合的に支援するとともに、子育て等を通して、町民相互の交流を促進することにより、健やかで生きがいあふれる地域社会の形成に資するため、函南町図書館等複合施設（以下「複合施設」という。）を函南町上沢107番地の1に設置する。

(構成)

第3条 複合施設は、次の施設をもって構成する。

- (1) 函南町立図書館
- (2) 函南町子育てふれあい・地域交流センター

(職員)

第4条 複合施設に施設長その他必要な職員を置く。

(入館又は利用の制限)

第5条 施設長は、次の各号のいずれかに該当するときは、複合施設への入館を制限し、又はその利用を禁止することができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 複合施設の施設、附属設備、備品、図書資料等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
- (3) 政治的又は宗教的活動に使用するおそれがあると認めるとき。
- (4) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (5) 複合施設の管理及び運営において支障があると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不相当と認めるとき。

(使用の承認)

第6条 複合施設の多目的室、研修室、ギャラリーコーナー及びパティオを使用しようとする

る者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

2 町長は、管理上必要があると認めるときは、前項の承認に条件を付することができる。

(使用の承認の取消し等)

第7条 町長は、前条第1項の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、その使用の承認を取り消し、又は使用を停止することができる。

(1) 使用者が、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第5条各号に掲げる事由が生じたとき。

(3) 前条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、その使用が不相当と認めるとき。

2 前項の規定により、使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたことによって、使用者に損害が生じてても、町はその賠償の責めを負わない。

(使用料の納付)

第8条 使用者は、別表第1及び別表第2に定める使用料を前納しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、使用後に納付することができる。

(使用料の減免)

第9条 町長は、公益上特に必要と認めたときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めによらない理由によって、使用ができなくなったとき。

(2) 規則で定める期限までに使用の中止又は使用内容の変更の申出があり、町長がこれを承認したとき。

(権利譲渡等の禁止)

第11条 使用者は、その使用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸し、又は承認を受けた目的以外に使用してはならない。

(特別の設備等の制限)

第12条 使用者は、複合施設に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ施設長の許可を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第13条 使用者は、複合施設の使用を終了したとき、又は第7条第1項の規定により使用を停止され、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちに施設、附属設備、備品等を原状に復さなければならない。

(損害賠償の義務)

第14条 施設、附属設備、備品、図書資料等を損傷し、若しくは滅失し、又は前条に規定する原状回復の義務を怠った者は、町長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、町長が特にやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(図書館協議会)

第15条 図書館法第14条第1項の規定により、函南町立図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、7人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が任命する。

3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営審議会)

第16条 函南町子育てふれあい・地域交流センターを適正かつ合理的な運営に資するため、函南町子育てふれあい・地域交流センター運営審議会を置くことができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。ただし、函南町立図書館の組織及び管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

報告第5号

函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員の委嘱等について

函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会条例（平成30年3月8日条例第10号）第3条の規定により、別紙の者を函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員に委嘱したので、教育委員会へ報告するものです。

令和7年4月23日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

報告理由

前委員の任期が令和7年3月31日を以て満了となったため、新たな委員の委嘱について、教育委員会に報告するものです。

任期は、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

令和7年度 函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員（案）

○敬称略

番	氏 名	勤 務 先	職 名	該当条項
1	久保田 浩子	函南町教育委員会	教育長	要綱第3条第3号
2	小松 孝洋	函南東中学校	校長(中学校長代表)	要綱第3条第1号
3	関口 直	桑村小学校	校長(小学校長代表)	要綱第3条第1号
4	加藤 弘子	二葉こども園	園長(幼稚園長代表)	要綱第3条第2号
5	高塚 由美子	静岡少年鑑別所	統括専門官(考査担当)	要綱第3条第7号
6	鈴木 理央	静岡県東部児童相談所	育成第3班長	要綱第3条第4号
7	片岡 俊枝	静岡地方法務局沼津支局	人権擁護委員	要綱第3条第5号
8	渡邊 歩	函南町社会福祉協議会	民生・主任児童委員	要綱第3条第7号
9	金指 哲典	三島警察署生活安全課	生活安全課長	要綱第3条第6号
10	鈴木 伯和	三島警察署生活安全課	生活安全係長	要綱第3条第6号
11	土屋 重人	三島警察署生活安全課	スクールサポーター	要綱第3条第6号
12	安本 雅	三島警察署函南町交番	警部補 交番長	要綱第3条第6号
13	高木 基	三島警察署	少年警察ボランティア	要綱第3条第6号
14	谷本 弘二	静岡保護観察所	保護司(保護司代表)	要綱第3条第7号
15	芹田 俊男	NPO 青少年問題防止ネットワーク	スクールアドバイザー代表	要綱第3条第7号
16	伊澤 竜也	NPO 青少年問題防止ネットワーク	スクールアドバイザー代表	要綱第3条第7号
17	岩城 拓真	函南中学校	生徒指導主事	要綱第3条第7号
18	大木 一生	東中学校	生徒指導主事	要綱第3条第7号
19	岸 貴典	函南小学校	生徒指導主任	要綱第3条第7号
20	福本 美恵	丹那小学校	生徒指導主任	要綱第3条第7号
21	大島竜之介	桑村小学校	生徒指導主任	要綱第3条第7号
22	新井 涼太	東小学校	生徒指導主任	要綱第3条第7号
23	小沢 卓斗	西小学校	生徒指導主任	要綱第3条第7号
24	高谷 由紀恵	子育て支援課	係長	要綱第3条第7号
25	江川 美紗	子育て支援課	統括支援員	要綱第3条第7号
26	庄司 佳乃	教育支援センター	センター長	要綱第3条第7号
27	松田 かおる	教育支援センター	公認心理士	要綱第3条第7号
28	佐藤 香	教育支援センター	スクールソーシャルワーカー	要綱第3条第7号

○いじめ防止対策推進法

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

○函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会条例

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、法第14条第1項に掲げる関係者及び生徒指導関係者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

○函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会運営要綱

(委員)

第3条 函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会条例第3条の規定により教育委員会が委嘱又は任命する委員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校 函南町立小中学校長
- (2) 幼稚園 函南町立幼稚園長
- (3) 教育委員会 函南町教育長
- (4) 児童相談所 児童相談所職員
- (5) 法務局又は地方法務局 人権擁護委員
- (6) 都道府県警察 静岡県警察職員
- (7) その他の関係者 その他教育委員会が必要と認める者

報告第 6 号

函南町就学支援委員会委員の委嘱について

函南町就学支援委員会設置条例（昭和54年函南町条例第10号）第3条の規定により、別紙の者を函南町就学支援委員に委嘱したので、教育委員会へ報告するものです。

令和7年4月23日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

報告理由

前委員の任期が令和7年3月31日を以て満了となり、新たな委員に委嘱したので、教育委員会に報告するものです。

任期は、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

令和 7 年度 函南町就学支援委員

番	氏 名	勤 務 先	職 名	該当条項
1	安田 秀	NTT 東日本伊豆病院	医 師	条例第 3 条第 1 号
2	皆川 行寛	臨床心理オフィス Be サポート	臨床心理士	条例第 3 条第 3 号
3	若月 哲也	函南中学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
4	小松 孝洋	東中学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
5	宮崎 克久	函南小学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
6	土屋 清隆	丹那小学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
7	関口 直	桑村小学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
8	萩野 秀剛	東小学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
9	高橋 敏子	西小学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
10	渡邊 雅子	丹那幼稚園	園長代表	条例第 3 条第 6 号
11	尾村 明子	東中学校	特別支援学級代表 (知的)	条例第 3 条第 5 号
12	加藤 慎一朗	西小学校	特別支援学級代表 (自情)	条例第 3 条第 5 号
13	三矢 優子	東小学校	通級指導教室代表	条例第 3 条第 5 号
14	長田 智尋	伊豆の国特別支援学校	特別支援学校教諭	条例第 3 条第 3 号
15	峰村 佳菜子	健康づくり課	保健師	条例第 3 条第 2 号
16	鈴木 浩子	子育て支援課	臨床心理士	条例第 3 条第 3 号 及び第 7 号
17	松田かおる	学校教育課	公認心理師	条例第 3 条第 3 号

函南町就学支援委員会設置条例

(設置、目的)

第1条 教育委員会の諮問に応じ、障害のある幼児、児童及び生徒(以下「児童生徒等」という。)の就学について、適正な支援を行うことができるようにするため、就学支援委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 児童生徒等の特別支援学校及び特別支援学級への就学の審議及び支援に関すること。
- (2) 児童生徒等の就学に関する調査及び実態把握に関すること。
- (3) 静岡県就学支援委員会との連絡及び調整に関すること。
- (4) その他必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、委員19人以内で組織し、その委員は、次に掲げる者から教育委員会が委嘱する。

- (1) 医師
- (2) 保健師
- (3) 特別支援教育に関して識見を有する者
- (4) 函南町立学校の校長
- (5) 函南町立学校の特別支援学級の担当者
- (6) 函南町立幼稚園の代表園長
- (7) 児童福祉関係者
- (8) その他必要と認める者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないものとし、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

3 委員会が必要であると認める場合は、関係職員等を出席させることができる。

4 委員会の会議は、公開する。ただし、委員の過半数の承諾があるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年6月29日条例第19号)

この条例は、平成元年7月1日から施行する。

附 則(平成24年6月20日条例第14号)

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則(平成27年3月3日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年2月14日条例第7号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

報告第7号

函南町立小中学校薬剤師の委嘱について

函南町立小・中学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第2号）第22条の規定により、別紙の者に薬剤師を委嘱したので、教育委員会に報告する。

令和7年4月23日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

委嘱していた函南町立桑村小学校及び函南町立函南中学校の学校薬剤師から辞退の申し出があったので、後任学校薬剤師の委嘱について教育委員会に報告するものです。

委嘱日 令和7年4月1日

令和 7 年度から 函南町立桑村小学校 学校薬剤師

- 1 氏 名 中村 亮太
- 2 住 所 [REDACTED]
- 3 勤務先 アリス薬局 函南町仁田 33 番地の 1

令和 6 年度 函南町立桑村小学校 学校薬剤師

- 1 氏 名 鈴木 和也
- 2 住 所 [REDACTED]
- 3 勤務先 函南鈴木薬局 函南町上沢 233 番地の 22

令和 7 年度から 函南町立函南中学校 学校薬剤師

- 1 氏 名 廣田 晶子
- 2 住 所 [REDACTED]
- 3 勤務先 さいたま調剤センター薬局
さいたま市見沼区中川 1037 番地 1

令和 6 年度 函南町立桑村小学校 学校薬剤師

- 1 氏 名 鈴木 和也
- 2 住 所 [REDACTED]
- 3 勤務先 函南鈴木薬局 函南町上沢 233 番地の 22



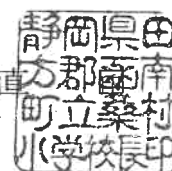
様式第 25 号 (第 12 条関係)

学 校 医 等 委 嘱 内 申 書

函南小 第 4 号
令和 7 年 3 月 31 日

函南町教育委員会 様

函南町立桑村小学校長 関口 直



次のとおり~~学校医、学校歯科医及び学校薬剤師~~の委嘱について内申します。

学校医等の種別	氏 名	住 所	内申理由	発令希望年月日
薬剤師	中村 亮太		現薬剤師より辞退申出があったため	令和 7 年 4 月 1 日
				以下余白

教育委員会

7. 3. 31

受付



辞 退 届

このたび、都合により函南町立桑村小学校の学校薬剤師を令和 7 年 3 月 31 日をもって辞退したいので申し出ます。

令和 7 年 3 月 31 日

函南町教育委員会 様

住 所



氏 名

鈴木 和也



教育委員会

7.3.31





承 諾 書

このたび、令和7年4月1日より函南町立桑村小学校の学校薬剤師として
就任することを承諾いたします。

令和7年 3月31日

函南町教育委員会 様

住 所



氏 名

中村 亮太



教育委員会

7.3.31

受付 印



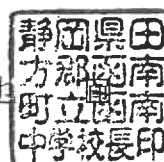
様式第 25 号 (第 12 条関係)

学 校 医 等 委 嘱 内 申 書

函中 第 252 号
令和 7 年 3 月 31 日

函南町教育委員会 様

函南町立函南中学校長 若月 哲也



次のとおり~~学校医、学校歯科医及び学校薬剤師~~の委嘱について内申します。

学校医等の種別	氏 名	住 所	内申理由	発令希望年月日
薬剤師	廣田 晶子		現薬剤師より辞退申出があったため	令和 7 年 4 月 1 日
				以下余白





辞 退 届

このたび、都合により函南町立函南中学校の学校薬剤師を令和 7 年 3 月
31 日をもって辞退したいので申し出ます。

令和 7 年 3 月 31 日

函南町教育委員会 様

住 所



氏 名

鈴木 和也



教育委員会

7.3.31

受付



承 諾 書

このたび、令和7年4月1日より函南町立函南中学校の学校薬剤師として
就任することを承諾いたします。

令和7年 3月31 日

函南町教育委員会 様

住 所



氏 名

廣田 晶子



函南町立小・中学校管理規則(昭和32年4月1日教育委員会規則第2号)

(学校医等)

第22条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、校長の内申に基づいて、委員会
が委嘱する。

報告第8号

函南町立幼稚園薬剤師の委嘱について

函南町立幼稚園規則（昭和39年函南町教育委員会規則第1号）第26条の規定により、別紙の者に園薬剤師を委嘱について、教育委員会へ報告するものです。

令和7年4月23日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している函南町立自由ヶ丘幼稚園、間宮幼稚園の園薬剤師から辞退の申し出があったので、後任園薬剤師の委嘱について報告するものです。

委嘱日 令和7年4月1日

令和7年度 函南町立自由ヶ丘幼稚園 薬剤師（案）

1 氏 名 戸島 克浩

2 住 所

3 勤務先 上沢薬局 函南町上沢80番地の18

現在の園薬剤師

1 氏 名 鈴木 和也

2 住 所

3 勤務先 函南鈴木薬局 函南町柏谷233番地の22

令和7年度 函南町立間宮幼稚園 薬剤師（案）

1 氏 名 戸島 克浩

2 住 所

3 勤務先 上沢薬局 函南町上沢80番地の18

現在の園薬剤師

1 氏 名 鈴木 和也

2 住 所

3 勤務先 函南鈴木薬局 函南町柏谷233番地の22

学校医等委嘱内申書

第 36 号
令和 7 年 3 月 31 日

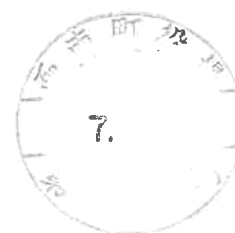
函南町教育委員会 様

自由ヶ丘幼稚園長 遠 藤 弘 美



次のとおり園医、~~園歯科医~~及び園薬剤師の委嘱について内申します。

学校医等の種別	氏 名	住 所	内申理由	発令希望年月日
園薬剤師	戸島 克浩		薬剤師を新たに委嘱するため	令和7年4月1日



学 校 医 等 委 嘱 内 申 書

第 46 号

令和 7 年 3 月 31 日

函南町教育委員会 様

間宮幼稚園長 加 藤 弘 子



次のとおり~~園医、園歯科医及び~~園薬剤師の委嘱について内申します。

学校医等の種別	氏 名	住 所	内申理由	発令希望年月日
園薬剤師	戸島 克浩		薬剤師を新たに 委嘱するため	令和7年4月1日

7.0.0.0
0.0.0.0
0.0.0.0

辞 退 届

このたび、都合により函南町立自由ヶ丘幼稚園の園薬剤師を令和7年3月31日をもって辞退したいので申し出ます。

令和 7 年 3 月 31 日

函南町教育委員会 様

住 所



氏 名 鈴木 和也



辞 退 届

このたび、都合により函南町立間宮幼稚園の園薬剤師を令和7年3月31日をもって辞退したいので申し出ます。

令和 7 年 3 月 31 日

函南町教育委員会 様

住 所

氏 名 鈴木 和也



承 諾 書

このたび、令和7年4月1日より函南町立自由ヶ丘幼稚園の園薬剤師として
就任することを承諾いたします。

令和 7 年 3 月 31 日

函南町教育委員会 様

住 所



氏 名

戸島 克若

承 諾 書

このたび、令和7年4月1日より函南町立間宮幼稚園の園薬剤師として就任することを承諾いたします。

令和 7 年 3 月 31 日

函南町教育委員会 様

住 所



氏 名

戸島 克孝

第26条 学校保健安全法に基づいて、園医、園歯科医及び園薬剤師を置く。

2 園医、園歯科医及び園薬剤師は、園長の内申に基づいて、教育委員会が委嘱する。

函南町教育委員会後援申請一覧 (令和7年4月定例教育委員会分)

令和7年4月23日開催

	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入場料	過去承認	報告有無
1	第33回学校と出合える全国の私立学校 合同進学相談会『学校を知ろう。』	『学校を知ろう。』実行委員会 代表者 土屋 肇	令和7年6月8日(日) 沼津卸商社センター展示場	無料	有	有
2	しずおかキッズアカデミー@函南	株式会社静岡銀行地方創生部 執行役員地方創生部長 中村 智浩	令和7年5月31日(土) 川の駅伊豆ゲートウェイ函南	有料	有	有
3	第13回しずちゅう旗静岡県学童軟式 野球大会	一般財団法人 静岡県野球連盟 会長 戸野谷 宏	令和7年6月28日(土)、29日(日)、7月5日 (土)【予備日】7月6日(日) 函南運動公園ほか伊豆の国市・伊豆市の各会場	有料		
4	第62回道徳教育研究会	公益財団法人モラロジー道徳教育財団 理事長 廣池 幹堂	令和7年7月25日(日) 富士宮市大富士交流センター	有料	有	有
5	第11回函南アローズカップ中学女子バ レーボール大会	函南アローズカップ中学女子バレー ボール大会実行委員会 実行委員長 大川 比呂志	令和7年5月4日(日)、5日(月) 函南町体育館、函南小学校体育館ほか	無料	有	有
6	函南町文化協会主催「お話の力 チャ リティー落語&朗読会」	函南町文化協会 会長 佐藤 泰博	令和7年8月24日(日) 函南町文化センター 多目的ホール	有料	有	有
7	第26回静岡県市町対抗駅伝競走大会	静岡県市町対抗駅伝競走大会 大会会長 大須賀 紳晃	令和7年12月6日(土) 静岡県庁本館前～県草薙陸上競技場	無料	有	有
8	以下余白					
9						
10						

(第1号様式)

2025年 3月23日

函南町教育長 様

申請者

住 所 沼津市花園田20-8(学優舎内)

氏 名 土屋 肇
(連絡先) 055-924-7678



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第33回学校と出会う全国の私立学校合同進学相談会 『学校を知ろう。』		
期 日	2025年6月8日(月) 12時20分から 2025年6月8日(月) 16時10分まで		
会 場	沼津卸商社セナ-展示場		
主催者	団体名	『学校を知ろう。』実行委員会	
	代表者	土屋 肇	
	所在地	沼津市花園田20-8(学優舎内)	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	①・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	県東部各市町教育委員会、 新聞社・放送局などの各メディアほか。

裏面があります。



事業の対象 と 目 的	小中学生とその保護者の皆様に県内外の私立学校の取組みをご紹介することにより進路を考えるきっかけとしていただく。 また直接、入試担当の先生と相談できる機会を作ることで、学校生活・試験などの不安を少しでも解消し、具体的な情報を得ていただく。		
事業内容	2部構成とします。1部では参加校すべての学校にステージに上がっていただき、学校生活や教育方針などについて同じ質問をさせていただき、学校の違いが参加者に明確に分かるような企画を用意します。 2部では、参加者と入試担当の先生が直接対話できるようにブースを用意し、個別相談会を用意します。 私立中学・高校21校、私立高校・高等3校全24校で実施していきます。		
申請理由	昨年度も継続事業として、盛大に会を終えることができました。より盛大な会にしたいと考えており、今年度も後援をよろしくお願いいたします。		
入場料	有 料 ・ (無 料)	有料の場合の金額	円

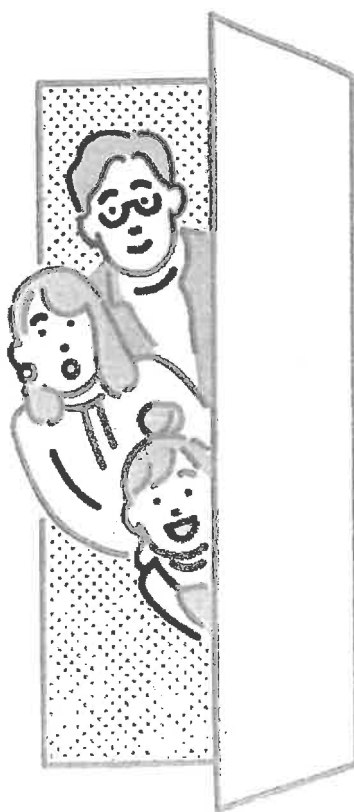
※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

学校と出合える全国の私立学校合同進学相談会

第33回『学校を知ろう。』

小学生と中学生、そしてその保護者の方と
学校を結びつける合同相談会企画書



学校と出合える全国の私立学校合同進学相談会『学校を知ろう。』

『学校を知ろう。』実行委員会

〒410-0065 静岡県沼津市花園町 20-8

電話 055-924-7678



●学校と出合える全国の私立学校校合同進学相談会●『学校を知ろう。』実行委員会

はじめにー第33回 合同相談会『学校を知ろう。』の目的

この合同相談会『学校を知ろう。』の目的は次の2点です。

1. この会を子どもたちに合った学校選びのきっかけにしてもらう
2. 私立学校への興味関心を広く喚起し、受験生並びに進学者を掘り起こすこと

学校選びは、中学・高校受験の第1歩です。この公立志向の強い土地柄の静岡県に、子どもたちがワクワクするような学校との出会いを用意することができたらーそう思って続けてきた会が、この学校と出合える全国の私立学校合同進学相談会『学校を知ろう。』です。

1992年に第1回目の会を開催して以来、これまでにご来場された方は10,000人に迫り、県東部と県内はもちろんですが毎年東京や神奈川、遠くは愛知県、千葉県など広範囲から参加者を得ました。それぞれが夢中になれる学校を見つけ進学し、受験を通じて身につけた力をもとに、新たな知識に心を弾ませ、出会った友と夢を語り、学校行事や部活動で共感する心を育て、自分が見つけた夢に向かって進んでいってほしい、思いはただそれだけです。

また、ここ静岡県東部から通える学校は、首都圏鉄道ネットワークの拡大により所要時間の短縮、乗換回数の減少など交通利便性・速達性が向上する中で、以前にも増して増えております。さらに全国の寮制学校を含めれば学校選択の幅がより広がります。このことから中学受験市場を活性化させ、また少子化の中にあってもこの市場を大きく開拓させる可能性がここ静岡県東部にはあり、相談会『学校を知ろう。』の意義がますます高まっていると確信しております。

今年もこの相談会を子どもたちも保護者も夢中になれる全国の私立学校を知る機会、直接保護者に学校の声・先生の声が届ける機会を作っていきます。

どうぞ、33回目の合同相談会『学校を知ろう。』へご参加くださいますようお願い申し上げます。

『学校を知ろう。』実行委員会

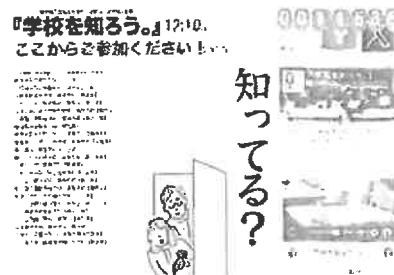
幹事 土屋 肇

相談会『学校を知ろう。』の取り組み

『学校を知ろう。』は参加校と小・中学生の出会いを創り出します。

ホームページや SNS を活用した学校情報の発信で相談会への興味関心を喚起します。

『学校を知ろう。』ホームページや facebook などの SNS を活用し、参加校の情報発信を行います。また、今年度からスマホオリコミを活用し、小田原から静岡の人が多く集まるポイントをターゲットにより広範囲で宣伝活動を実施いたします。さらに、学校紹介のショートムービーも作成します。



合同相談会『学校を知ろう。』で自分に合った学校を発見するきっかけを作ります。

『学校を知ろう。』が他の相談会と一線を画するのは2部構成だからです。1部は会に参加して下さった皆様に参加校とその特徴を知っていただく機会を。2部では、ブース形式の自由相談会として、参加者と参加校の先生との出会いの場を作り出します。



翌年1月、受験生応援合同新聞広告につなげます。

6月相談会『学校を知ろう。』が終了した後も、秋・冬に数回実施する学優舎主催・公開保護者会 Zoom に参加校の先生にご登壇いただき、学校アピールのチャンスをご用意いたします。また、1月の元旦には、受験生応援合同新聞広告を作成し、およそ半年に渡る広告活動のお手伝いをさせていただきます。



※元旦企画参加費：¥30,800（税込）（本体：¥28,000）

【実施要項】

■日 時：2025 年6月 8日（日）開場 12：10 開会 12：20 閉会 16：10

■会 場：沼津卸商社センター展示場（静岡県駿東郡清水町卸団地 203）

（右のQRコードから会場の様子をご覧ください。）

※東海道新幹線三島駅北口よりタクシーで 15 分

※東名沼津 IC より南に車で 15 分



■対 象：私立中学・私立高校に関心のある小・中学生とその保護者の方

■入場料：無料 要事前申し込み

■主 催：『学校を知ろう。』実行委員会と協賛して参加してくださる各学校

■参加校：企画に賛同していただける全国の中高一貫校、私立学校の皆さま

■内 容：第 1 部：全校参加による本音座談会 12:30～13:30

第 2 部：ブース形式の個別進学相談 13:35～16:10

入退場自由（最終入場：15:30）

■運 営：『学校を知ろう。』実行委員会が参加校のまとめ役として運営させていただきます。

その費用は参加校の参加費と広告費、実行委員会が募る広告費で運営致します。

追加費用は一切ございません。

■後 援：県東部の 15 市町村の教育委員会、新聞社・放送局などの各メディア、

全国学習塾協同組合（AJC）、一般財団法人 神奈川県私立中学高等学校協会

安田教育研究所、淡路子育て支援教育研究所、学校外教育研究会などに、昨年同様
依頼させていただきます。

■協 賛：県内地元企業に加え、四谷大塚、日能研中学入試センター、首都圏模試センターな
どに、昨年同様依頼させていただくとともに、新たに『学校を知ろう。』にご協賛
くださる企業を募ります。

【ブース参加費用とお申し込みについて】

ブース参加費 1ブース：¥89,650（税込）（本体：¥81,500）

昨年度同様です。

■ブース参加費は以下の内容で使わせていただきます。

①会場使用料

②告知活動（ポスター・リーフレット作成、新聞広告、約300校の小中学校に直接ポスター、リーフレット送付等）

③『学校を知ろう。』参加校紹介冊子 会誌『Fit』（カラー）制作費

・A4判（全ページカラー対応）

・相談会当日に参加者すべてに配布。また県東部（富士川以東）の小中学校、神奈川県西部（小田原以西）の小中学校約300校に提供します。

・静岡県東部、神奈川県西部の私塾、他教育機関や後援・協賛企業（約200社）にも提供します。

④参加校の先生の昼食代

⑤会場設営経費

※会の運営は学優舎の塾生、卒業生の保護者の皆様のボランティアによります。

■資料参加費について

資料参加の場合には参加費用はかかりません。

①会場内に資料参加コーナーを設け、学校案内を配置します。

②6月3日（火）までに学校パンフレット等を30部『学校を知ろう。』実行委員会まで送付ください。（送料はご負担ください）

③新年度の学校案内パンフレットがご用意できない場合には、旧年度のものでも構いません。例年、数校が前年度のパンフレットに「前年度用」と記載された単票を挟み込むかたちで資料参加いただいております。

■お申し込みについて

参加のお申し込みは最終ページの申込用紙に必要事項をご記入の上、ファックスでご連絡くださるか、申込用紙を写真に撮り、連絡用メールアドレス（申込用紙下部に記載）に添付して送信ください。よろしくお願い申し上げます。

※告知スケジュールの都合上、**2月15日（土）**までにお申込みくださいますよう宜しくお願いいたします。

その他のご案内

■直会の会（情報交換会）

会終了後に、参加校の先生方との情報交換親睦会「直会の会」を執り行います。

『学校を知ろう。』は全国からそれぞれに個性溢れる私立中高一貫校にご参加いただける相談会だからこそ、この「直会の会」では地域や学校の形態に限定されない多様な情報を共有し合える時間だと考えております。大変おつかれになっていらっしゃることは重々承知しておりますが、ぜひご参加をご検討ください。

※参加費：イタリアン・コース料理（ドリンク付き）¥7,500（税込）

■『学校を知ろう。』ホームページのご紹介

右のQRコードは『学校を知ろう。』ホームページのものです。
ぜひホームページをご覧ください。相談会に関連して、昨年度の様子や参加者の声などをご覧くださいことができます。



■お申込み後のご案内

- ①告知用学校紹介動画作成のご依頼（2月下旬）
- ②リーフレットに掲載する学校キャッチコピー作成のご依頼（2月下旬）
- ③会誌 Fit に掲載する学校広告のご案内（2月下旬）
- ④情報交換会『直会の会』のご案内（2月下旬）
- ⑤会誌 Fit に寄せていただく原稿のご案内（3月下旬）
- ⑥参加費の請求書の発行（5月上旬）
- ⑦当日の運営スケジュール（5月中旬）

※上記の内容はお申し込み確認後、お申込用紙でお知らせいただきましたメールアドレス宛にご案内させていただきます。

参考資料① 第1部：全校参加による本音座談会について

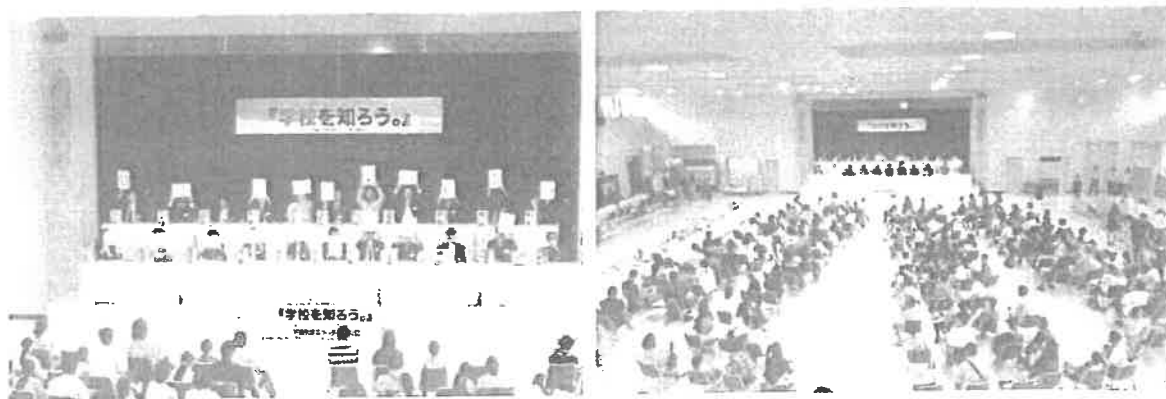
第1部「全校参加の本音座談会」は、他の合同相談会にはない『学校を知ろう。』の象徴的な企画です。「多くの学校の情報を一度に聞けるのでとても助かります。気になった学校はブースでお話を聞きました」と答えてくださる参加者もあり、第2部個別相談でのブース訪問のきっかけ作りとなります。

本音座談会では、舞台の上に各校1名の先生にお座りいただきまして、すべての学校に学校生活や入試などについて同じ質問をさせていただきます。参加者に学校の違いや特色を一度に知っていただく企画で、参加校の学校紹介を兼ねるものです。

来場者の中には、参加校について何も知らない方もいらっしゃいます。知らないまま第2部の個別相談会に入ってしまうと、関心のあるブースしか行かない場合が考えられます。多くの参加者の方がそのように行動すれば、それは『学校を知ろう。』の主旨から大きく外れます。そこで、それぞれの学校を知っていただくために第1部を用意しております。

第2部の個別相談を成功させるためにこの第1部が何よりも重要だと考えております。

2024年、第32回『学校を知ろう。』第1部の様子（約250名の方が参加）



- ・学優舎塾長の土屋が、ユーモアを交えて学校紹介の後、学校形態や学校生活、テーマに関連した質問、入試に関する質問を出させていただきました。内容によって、参加校の先生より、具体的にお話を伺わせていただき、参加された皆さまに、より確かな学校情報を伝えることができました。

参考資料② 昨年度の様子

会場入り口～受付の様子



会場内の様子



個別相談の様子



『学校を知ろう。』実行委員会 内規

【目的】

この内規は、『学校を知ろう。』実行委員会として行う各事業の運用に関する事項を定めることにより、事業活動の円滑なる運営を目的とする。

【『学校を知ろう。』実行委員会の設置目的】

実行委員会は、中高一貫校と小・中学生の子どもがいらっしゃる保護者の方との出合いの機会を積極的に創造し、この事業を通じて地域の教育環境に広く貢献することを目的とする。

【実行委員会が行う事業】

『学校を知ろう。』実行委員会として行う事業は、次の事業を指す。ただし会員からの要請があった場合には、下記に示す事業に加えて催事を企画・実施することがある。

学校と出合える全国の私立学校合同進学相談会『学校を知ろう。』

【事業の時期】

事業について、その開催時期を原則的に以下のように定める。ただし、会場スケジュール、会員校の行事などによってその時期の開催が不可能な場合には、会場スケジュールあるいは会員の行事に合わせて開催日を変更することができる。

開催時期：6月初旬の土曜日あるいは日曜日の実施とする。

【実行委員会設置期間と会員期間】

- ・幹事の任期は2月1日から翌年1月31日までの1年とする。
- ・実行委員会・会員の存在・在籍期間も幹事に準ずる。

【実行委員会の構成と役務】

・幹事1名

幹事は実行委員会を代表して会員の協力のもとに事業の成功に最大の努力を払う。幹事は事業終了後、翌年の事業計画を公表する中で、次年度の会員募集を行い、これを翌年度の基礎会員とする。

また、幹事は事業の公表に併せて開催予定日の3～4ヶ月前に新規会員の募集を行い、事業の主旨を理解し協力する申し出のあった学校な

らびに塾を実行委員会の新規会員とすることができる。

・ 幹事補佐 1 名

幹事補佐は、幹事が必要に応じて会員の中から 1 名選出することができる。幹事補佐は、幹事から要請があった場合には幹事の役務を代行することができる。

・ 会員

会員は、実行委員会の主旨に賛同し実行委員会が行う事業に参加を表明する中高一貫校ならびに委員会の主旨に賛同し委員会が実施する業務の運営協力を表明する塾とする。

・ 実務担当者

各事業の運営に必要とする人数を幹事ならびに幹事補佐は、会員校並びに会員塾に選出の依頼をする。選出にあたっては、事業の主旨に適した人材を会員校並びに会員塾の判断に委ねる。実務担当者は、会の主旨に従って互いに協力し合い、より質の高い事業成果を目指すものとする。

【総会の開催】

実行委員会は年に 1 回、6 月に会員参加のもとに総会を開催する。総会では下記に示す内容に加えて会員からの要望がある議案について検討する。

- ・ 本年の事業計画、次年の事業計画
- ・ 次年の幹事の選出

【実行委員会の事業の運営】

各事業の運営にあたっては、会員が納める事業分担金によってすべてまかなわれ単年度会計とする。

【実行委員会事務局の設置】

実行委員会事務局を、事業を円滑に進めるために学優舎（沼津市花園町20-8）に置く。

【事務局の禁止事項】

事務局となる学優舎は、実行委員会を語り、自らの営業活動をしてはならない。

事務局は、事業が円滑に運ぶよう、会員校並びに会員塾と常に連絡を取り合い信頼を得る委員会業務を行うものとする。

【個人情報の取り扱いについて】

事業において取得した個人情報の取り扱いについては下記のように定める

- ・会員が事業を通じてそれぞれに取得した個人情報は、各会員が定める個人情報取り扱い規程に従い、慎重に取り扱う。
- ・実行委員会が取得した個人情報は、実行委員会が行う事業の案内、会員が提供する進学・受験に関する諸情報の提供以外には一切使用しない。

【内規の変更】

内規の変更にあたっては、会員からの要請があった場合に、会員の承認のもとに改正することができる。

平成24年1月31日 発 効

『学校を知ろう。』実行委員会

〒410-0065 静岡県沼津市花園町20-8 (学優舎内)

幹事 土屋 肇

電話：055 (924) 7678

『学校を知ろう。』実行委員会 令和7年度会員名簿一覧 2025/03/22現在確定

- | | | |
|------------------|--------|----------------|
| ・北嶺中・高等学校 | 【北海道】 | 淵本 淳雅 (募集広報部長) |
| ・函館ラ・サール中学校・高等学校 | 【北海道】 | 井上 治 (常務理事) |
| ・品川女子学院中等部・高等部 | 【東京都】 | 河合 豊明 (広報部) |
| ・自由学園 中等科・高等科 | 【東京都】 | 藤 清人 (広報室室長) |
| ・函嶺白百合学園中学高等学校 | 【神奈川県】 | 関田 まどか (広報部長) |
| ・聖園女学院高等学校・中学校 | 【神奈川県】 | 鐵尾 千恵 (入試広報部長) |

・ 自修館中等教育学校 報室長)	【神奈川県】	古跡 雅宣 (入試広
・ 公文国際学園中等部・高等部	【神奈川県】	橋爪 紀人 (広報部)
・ 片山学園中学校・高等学校 頭)	【富山県】	杉林 功一 (中高教
・ 金沢学院大学附属中学校・高等学校 頭)	【石川県】	西念 佑馬 (中学教
・ 国際高等専門学校 次長)	【石川県】	志鷹 英男 (企画部
・ 不二聖心女子学院中学校・高等学校 任)	【静岡県】	鈴木 暁子 (広報主
・ 加藤学園暁秀中学校・高等学校	【静岡県】	渡邊 喜徳 (副校長)
・ 日本大学三島高等学校・中学校 頭)	【静岡県】	小川 高明 (中学教
・ 星陵中学校・高等学校 報課長)	【静岡県】	河野 洋平 (入試広
・ 静岡雙葉中学校・高等学校 報課長)	【静岡県】	飯島 暢子 (入試広
・ 静岡聖光学院中学校・高等学校 部)	【静岡県】	山本 航 (入試広報
・ 桐陽高等学校 頭)	【静岡県】	松本 日出年 (教
・ 加藤学園高等学校 部長)	【静岡県】	白鳥 卓 (入試広報
・ 海陽中等教育学校 報)	【愛知県】	斉藤 智代 (事務広
・ 西大和学園中学校・高等学校 主任)	【奈良県】	松本 恵子 (渉外室
・ 岡山中学校・高等学校 長)	【岡山県】	金田 好史 (広報部
・ 愛光中学・高等学校	【愛媛県】	西村 健大 (広報)
・ ラ・サール中学校・高等学校	【鹿児島県】	堤 秀成 (副校長)
・ 学優舎	【静岡県】	土屋 肇 (塾長)

資料参加表明校（42校） 2025/3/22現在

- ・浅野中学校（神奈川県）
- ・麻布中学校（東京都）
- ・江戸川学園取手中学校（茨城県）
- ・岡山白陵中学校（岡山県）
- ・沖縄尚学中学校（沖縄県）
- ・鎌倉学園中学校（神奈川県）
- ・関東学園六浦中学校（神奈川県）
- ・慶應義塾普通部（神奈川県）
- ・攻玉社中学校（東京都）
- ・サレジオ学院中学校（神奈川県）
- ・静岡大成中学校（静岡県）
- ・渋谷教育学園幕張中学校（千葉県）
- ・秀明中学校（埼玉県）
- ・頌栄女子学院中学校（東京都）
- ・湘南白百合学園中学校（神奈川県）
- ・巣鴨中学校（東京都）
- ・逗子開成中学校（神奈川県）
- ・成城中学校（東京都）
- ・聖セシリア女子中学校（神奈川県）
- ・清泉女学院中学校（神奈川県）
- ・相洋中学校（神奈川県）
- ・中央大学附属中学校（東京都）
- ・中央大学附属横浜中学校（神奈川県）
- ・東京都市大学付属中学校（東京都）
- ・桐蔭学園中等教育学校（神奈川県）
- ・桐光学園中学校（神奈川県）
- ・同志社中学校（京都府）
- ・常葉大学附属常葉中学校（静岡県）
- ・フェリス女学院中学校（神奈川県）
- ・福島成蹊中学校（福島県）
- ・法政大学第二中学校（神奈川県）
- ・北星学園女子中学校（北海道）
- ・明德義塾中学校（高知県）
- ・茗溪学園中学校（茨城県）

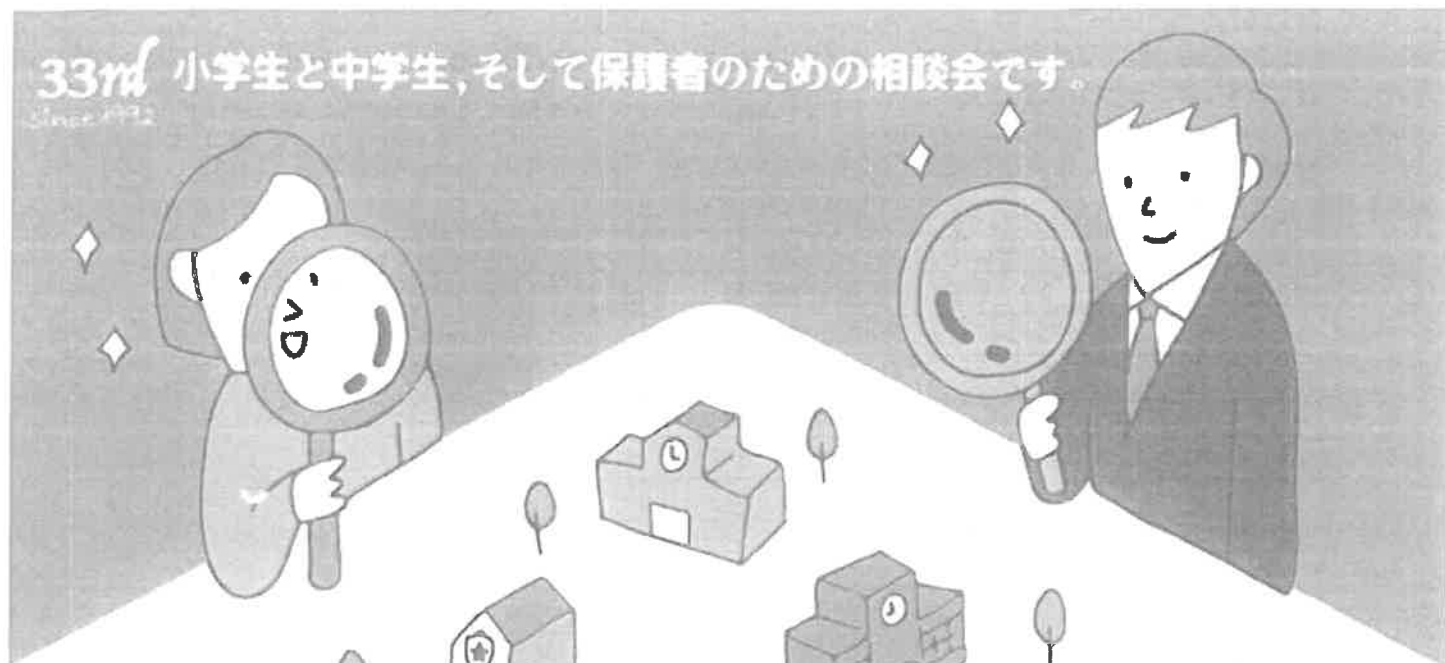
- ・ 横須賀学院中学校（神奈川県）
- ・ 横浜共立学園中学校（神奈川県）
- ・ 横浜雙葉中学校（神奈川県）
- ・ 立命館宇治中学校（京都府）
- ・ 麗澤瑞浪中学校（岐阜県）
- ・ 早稲田佐賀中学校（佐賀県）
- ・ 知徳高等学校（静岡県）
- ・ サレジオ工業高等専門学校（東京都）

第33回学校と出合える全国の私立学校合同進学相談会『学校を知ろう。』収支予算

収入		支出	
会員運営会費	¥1,980,000	会場使用料	¥633,000
資料作成協賛費	¥320,000	広告宣伝費	¥1,055,000
		通信費	¥197,000
		会場設営費	¥165,000
		会場運営費	¥250,000
合計	¥2,300,000	合計	¥2,300,000
		収支	¥0

33rd 小学生と中学生、そして保護者のための相談会です。

Since 1972



百聞は一見にしかず。

大切なお友だちの話は、やっぱり大切。
でもね、もっと大切な事は、
自分の目で見て、耳で聴いて、
実際に触ってみること。
服だつてそうでしょ。
誰かがカッコよく着てたつて
自分に合っているかは、
着てみなければ分からない。
だから学校だつて同じ。
自分に合った学校は、
自分じゃなければ分からない
きつと、
あなたの夢を応援してくれる
学校との出会いがあるはず。

学校と出合える全国の私立学校合同進学相談会

『学校を知ろう。』

見て聞いて学校の違いがはっきり分かる、大人気の「私学を知る」上座談会を12:20より開催 お見逃し無く!



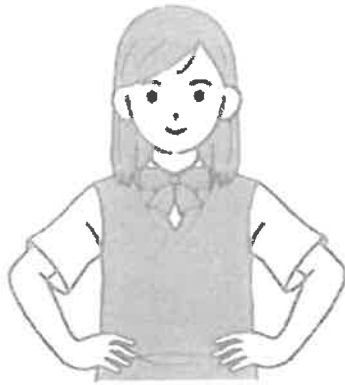
沼津卸商社センター展示場

12:20 ▶ 16:10

会場案内はこちらからどうぞ



『学校を知ろう。』実行委員会 ☎055-924-7678



百聞は一見にしかず。



【私立高校・私立高専】

- 国際高等専門学校【石川】■
- 加藤学園高等学校【静岡】■
- 桐陽高等学校【静岡県】■

【私立中学・高等学校 男子校】

- 海陽中等教育学校【愛知】■
- 静岡聖光学院中学校・高等学校【静岡】■
- 函館ラ・サール中学校・高等学校【北海道】■
- 北嶺中・高等学校【北海道】■
- ラ・サール中学校・高等学校【鹿児島】■

【私立中学・高等学校 女子校】

- 函館白百合学園中学高等学校【神奈川】▲
- 静岡雙葉中学校・高等学校【静岡】▲
- 品川女子学院 中部部・高等部【東京】▲
- 不二聖心女子学院中学校・高等学校【静岡】▲
- 聖園女学院中学校・高等学校【神奈川】▲

【私立中学・高等学校 共学校】

- 愛光中学・高等学校【愛媛】■
- 岡山中学校・岡山高等学校【岡山】■
- 片山学園中学校・高等学校【富山】■
- 加藤学園暁秀中学校・高等学校【静岡】■
- 金沢学院大学附属中学校・高等学校【石川】■
- 公文国際学園中等部・高等部【神奈川】■
- 自修館中等教育学校【神奈川】■
- 星陵中学校・高等学校【静岡】■
- 西大和学園中学校・高等学校【奈良】■
- 日本大学三島高等学校・中学校【静岡】■
- 自由学園 中部部・高等部【東京】■

子育て進学 相談コーナー

元浅野中学校 校長/浅野千寿子 研究顧問

淡路 雅夫先生のお悩み相談コーナー

『学校を知ろう。』

見て聞いて学校の違いがはっきり分かる、大人気の「私学を知る」壇上座談会を12/20より開催 お見逃しなく！

浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長	浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長	浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長	浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長	浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長	浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長 浅野千寿子 校長
---	---	---	---	---	---

6.8日

学校と出合える全国の私立学校合同進学相談会
沼津卸商社センター展示場
12:20▶16:10

会場内はこちらからどうぞ



入場無料

『学校を知ろう。』実行委員会

055-924-7678

mail: gakkowashirou@aak.com

お申し込みはこちらからどうぞ

無料駐車場のご利用があります



※本日は、私学を知る 壇上座談会12/20~12/20 第2部13:50~14:30自由相談会 会場内にもこちらからどうぞ

(第1号様式)

令和7年3月24日

函南町教育長 様

住 所 静岡市清水区草薙北 2-1

申請者

氏 名 静岡銀行地方創生部

執行役員地方創生部長

中村 智浩

(連絡先)担当:大石 054-345-9170

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	しずおかキッズアカデミー@函南		
期 日	令和7年5月31日(土)		
会 場	川の駅 伊豆ゲートウェイ函南		
主催者	団体名	株式会社静岡銀行地方創生部	
	代表者	執行役員地方創生部長 中村智浩	
	所在地	静岡市清水区草薙北 2-1	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	☒ 有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	株式会社 JM
		後 援	静岡県教育委員会、伊豆の国市教育委員会、 伊豆市教育委員会

裏面があります。



事業の対象 と 目 的	別紙「開催企画書」のとおり		
事業内容	別紙「開催企画書」のとおり		
申請理由	多くの子供たちに地域の魅力を伝え、郷土愛の醸成を図るため。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	1,000 円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

しずおかキッズアカデミー@函南 連携企画

1. 目的

郷土愛醸成や将来的な定住、地場産業への就業促進等を目的に、函南町の地場産業である酪農などについて学ぶキッズアカデミーを開催する。開催にあたり、株式会社 JM、函南東部農業協同組合、酪農王国株式会社、田方農業高校と連携することで、地域一体となって子どもたちの郷土愛を持った人材の育成を図る。

2. 内容（案）

名称案	しずおかキッズアカデミー @函南 ～函南町の酪農を学ぼう（仮）	
日 程	2025 年 5 月 31 日（土） 9:30～12:30	
会 場	川の駅 伊豆ゲートウェイ函南（多目的広場・水防多目的センター展示ホール）	
対 象	函南町・伊豆の国市・伊豆市小学 4～6 年生	
募 集	対象の小学校（4～6 年）にチラシで募集をかける。（各市の教育委員会へ後援依頼）	
定 員	60 人程度 ※児童 30 人＋保護者 30 人＝合計 60 人	
参加料	1 組 1,000 円	
経 費	材料費・イベント保険・会場費・チラシ印刷費・講師謝礼・運搬費・備品借用費・消耗品費・参加者手土産 等	
内 容	内容(案) 合計時間約 3 時間 ①座学 ・函南町の酪農の歴史と現在(10 分) ・田方農業高校と仁田大八郎 等(10 分) ・川の駅の役割と普段活動について(5 分) ②-1 函南の酪農製品を使った体験 ・使う函南産食材についての解説(10 分) ・バター作り(20 分) ・ピザ(またはカートンドック)作り(10 分) ②-2 田方農業高校飼育動物とのふれあい (牛・ヤギ・ポニー・ラット 等) ・田方農業高校の活動と飼育動物についての解説(10 分) ・飼育動物とのふれあい体験(30 分) ※体験は 2 班に分かれて実施 (移動時間各 5 分×3＝15 分) ③まとめクイズ(15 分) 今回の学習内容をまとめたクイズ ④ピザの試食(30 分) ※食べ終わり次第解散。 解散後、希望者はおもしろ自転車体験。	協力先(案) ・酪農の歴史と現在:函南東部農業協同組合 ・田方農業高校と仁田大八郎:田方農業高校 ・川の駅説明:株式会社 JM ・説明:田方農業高校(生徒) ・バター作り:酪農王国㈱ ・ピザづくり:㈱JM ・高校と動物についての説明:田方農業高校 ・動物とのふれあい:田方農業高校(生徒)、 函南東部農業協同組合 ・まとめクイズ:田方農業高校(生徒)

以上

令和7年3月24日

静岡銀行 地方創生部 地方創生グループ

しずおかキッズアカデミー@函南 収支予算書

<収入>

(単位：円)

内容	金額(税込・円)	備考
参加費	30,000	
株式会社 JM 負担	150,000	
静岡銀行負担	150,000	
合計	330,000	

<支出>

項目	金額(税込・円)	備考
チラシ製作費	20,000	約 5,000 部 (市内小学校等へ配布)
体験費	24,000	バター作り体験
材料・教材費	60,000	ピザ材料、教材、調理器具等
保険料	15,000	保険料
運搬・賃借料	53,000	動物等借用・運搬
会場費	99,000	会場備品費
食糧費	33,000	ボランティアスタッフ弁当代
雑費	26,000	
合計	330,000	

行(案)



× 田方農業高校

高校生のお兄さん、お姉さんとおいしく学ぶ
函南町の酪農

参加者
募集

2025.

5.31 Sat

9:30-12:30 〈開場 9:00〉
(予備日: 6/1⑩)

開催
場所

川の駅 伊豆ゲートウェイ函南
静岡県田方郡函南町塚本920-1

対象
児童

小学校4・5・6年生
と、その保護者 30組程度

申込
期限

5月2日◎
当選メール送信予定日: 5/12⑩

お申し込みは
こちらから↓



地域の食材で

バター&ピザづくり体験



主催: 株式会社静岡銀行 静岡県立田方農業高校 株式会社JM

協力: 函南東部農業協同組合 酪農王国株式会社

後援: 静岡県教育委員会 函南町教育委員会 伊豆の国市教育委員会 伊豆市教育委員会

(92)

県内で唯一！酪農が学べる県立高校。 牛のお産にも立ち会う高校生、静岡県立田方農業高校



田方農業高校は、今から約120年前、函南地域の発展に力を尽くした実業家・仁田大八郎の、「農村振興の第一歩は人材の育成にあり」という強い理念により私財を投じて設立されました。



県内で唯一、酪農を学ぶことができる高校として、仁田大八郎の地域に対する情熱と先駆性を受け継ぎながら、酪農をはじめとする地域の産業や文化の発展に貢献する人材を育ててきました。
現在では、特色豊かな5学科10コースで約600人の生徒が学んでいます。

当日のながれ

9:00 集合・受付・開会

9:30 学ぼう / 丹那の酪農

講師：函南東部農業協同組合・静岡県立田方農業高校・株式会社JM

- ・丹那の酪農の今と昔
- ・田方農業高校と仁田大八郎など
- ・川の駅の役割って？



10:00 体験 / 函南町の食と動物の魅力

講師：田方農業高校 生徒・株式会社JM・函南東部農業協同組合

バター&ピザづくり体験♪

- ・函南食材について学ぼう /
- ・バター&ピザづくりに挑戦 /



飼育動物とのふれあい体験♪

- ・高校の活動と飼育動物について学ぼう /
- ・飼育動物とのふれあい体験 /



11:30 高校生のお兄さん、お姉さんとクイズ大会！

講師：静岡県立田方農業高校 生徒

11:40 みんなで味わおう！ピザ試食会！

12:10 閉会（食べ終わり次第解散）

解散後、希望者はおもしろ自転車が体験できます！

- 対象者／小学校4～6年生とその保護者30組（60名）程度。当日は、保護者様もご参加をお願いいたします。
- 参加費／1,000円
- 申込方法／表面QRコードからお申し込みください。
- 応募は、ご家族単位での1回限りとさせていただきます。1組につきお子様1名・保護者1名を基本としておりますが、他に同行されるご家族がいる場合は見学することができます。申込フォーム「その他連絡事項」に同行者様の人数と年齢をご記入ください。
- 応募多数の場合は、抽選にて参加者を決定いたします。当選されなかった方への連絡はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- イベント実施内容の変更を中止する場合がございます。
- 今回のしずおかキッズアカデミーで記録された写真・動画等は対外的に公開する予定です。
- ご提供いただいた個人情報は今回の企画運営のみで利用し、他の目的で利用することはありません。
- ご同意いただいた上で、お申し込みください。

【お問い合わせ】

静岡銀行 地方創生部 担当：大石・伊賀 kids@jp.shizugin.com 054-345-9170（受付時間9:00～17:00 ※土・日 祝を除く）

(第1号様式)

令和7年3月27日

函南町教育長 様

住 所 [REDACTED]
申請者 静岡県野球連盟田方支部
氏 名 支部長 諏訪部 孝志
(連絡先) [REDACTED]



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第13回 しずちゅう旗静岡県学童軟式野球大会		
期 日	令和7年6月28日(土)・29日(日)・7月5日(土) 【予備日】7月6日(日)		
会 場	函南運動公園ほか伊豆の国市及び伊豆市の各会場		
主催者	団体名	(一財) 静岡県野球連盟	
	代表者	会長 戸野谷 宏	
	所在地	静岡市駿河区八幡一丁目5-38	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	☒ ・無 (有りの 場合はそ の名称)	特別協 賛	(株) 静岡中央銀行
		後 援	伊豆市・伊豆の国市・伊豆市教育委員会・伊豆の国市教育委員会・NPO 法人伊豆市スポーツ協会・NPO 法人伊豆の国市スポーツ協会・NPO 法人函南町スポーツ協会・静岡新聞社・静岡放送・スポーツニッポン新聞社

裏面があります。



事業の対象 と 目 的	静岡県野球連盟及びスポーツ少年団に所属する少年（学童）チーム 32 チームの選手 青少年の健全育成とスポーツを通して立派な心と身体をつくる		
事業内容	静岡県野球連盟及びスポーツ少年団に所属する少年（学童）チーム 32 チームによるトーナメント方式の軟式野球大会		
申請理由	青少年健全育成を推進すると共に野球を通じて学童選手の相互理解を図るため		
参加料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	11,000 円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 参加料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

第13回しずちゅう旗静岡県学童軟式野球大会

- ◇ 主 管 田方支部・伊豆ブロック
- ◇ 特 別 協 賛 株式会社 静岡中央銀行
- ◇ 会 期 令和 7年6月~~21日(主)~~・~~22日(日)~~・28日(土)・29日(日)・7月5日(土)
予備日 ~~6月29日(日)~~ 7月6日(日)
- ◇ 開 会 式 日 時 : 令和 7年 6月 ~~21日(主)~~ 28日(土)
* 時間等 詳細は、後日発表
- 会 場 : 葦山運動公園野球場 天城ふるさと広場野球場
- ◇ 参加チーム 32チーム
 - ・ 各支部代表 30 チーム
 - ・ 主管地推薦 2 チーム
- ◇ 参加申込 締 切 日 : 令和 7年 5月 14日(水)
参 加 料 : 11,000円 (組合せ抽選会 会場受付にて納入)
- ◇ 組合せ抽選 日 時 : 令和 7年 5月 24日(土) 午後2:00
会 場 : グランシップ
- ◇ 使 用 球 トップインターナショナル J号ボール
- ◇ そ の 他
 - ・ 参加申込書は 県連ホームページ(大会情報)からダウンロードして作成し、所属支部より県連へ申し込むこと
 - ・ 抽選会は 監督・キャプテン・代表者が出席すること
(監督・キャプテンはユニフォームを着用)
 - ・ 優勝チームには『三立製菓チョコバット杯 兼 静岡県学童軟式野球選手権大会』への出場資格が与えられる
 - ・ 実施要項の詳細は、「令和7年度 登録チーム名簿」を参照、もしくは支部役員に確認すること

※ 赤字は、当初の予定から変更された部分です

第13回 しずちゅう旗静岡県学童軟式野球大会 実 施 要 項

1. 主 催 (一財)静岡県野球連盟
2. 主 管 田方支部・伊豆ブロック
3. 特 別 協 賛 株式会社 静岡中央銀行
4. 後 援 伊豆の国市・伊豆の国市教育委員会・伊豆の国市スポーツ協会・静岡新聞社・静岡放送・スポーツニッポン新聞社
5. 会 期 令和7年6月21日(土)・22日(日)・28日(土) (予備日) 29日(日)
6. 会 場 韮山運動公園野球場：(伊豆の国市奈古谷 2051) 他
7. 開 会 式 令和7年6月21日(土) 韮山運動公園野球場
※熱中症警戒が十分に予想される時期のため開催方法等は後日発表とする
《チームはしずちゅう大会代表旗(各支部が保管)とチームのプラカードを持参する》
8. 参加申込用紙 県連指定の用紙を各支部より下記アドレスへ提出(支部長印は必要ありません)『位置』欄に『補欠』の名称は記入しない
参加申込用紙には 監督・コーチを別欄記入、選手欄へは主将以下の選手を背番号の若い方から記入すること
9. 参 加 資 格 (1) 小学校年齢層のクラブチームとし、1年生から6年生までの学童で編成していること
(2) リトルリーグなど、硬球を使用球にしている団体に登録している者は出場できない
(3) チームのメンバーは代表者1名、監督、コーチ2名、スコアラー1名 計5名と登録選手25名以内(背番号は0～99番とし監督・30 コーチ29・28 主将・10)とする
(4) 連盟に登録するチームの学童部監督は、資格保有者であること。ただし、監督が資格を保有していない場合においては、同一チーム内の代表者、コーチでベンチ入りすることとなる者のうち最低一名が保有していること。
10. 参加チーム数 ○32チーム 全支部選出の30チーム 及び 主管地推薦(田方支部)2チーム
11. 適用規則 ○2025年版公認野球規則書及び競技者必携、ならびに県連特別規則による
12. 試合の方法 ①試合は指名打者ルールを使用でき、6回戦であるが、暗黒、降雨などで6回までイニングが進まなくとも5回を終了すればゲームは成立する
②試合開始以降、1時間30分経過後の均等回完了をもってゲームは終了する
③ゲームは上記①・②で先に到達した方で試合を決する
④給水タイムを設ける(詳細は後日通知とする)
13. 延 長 戦 ○6回を完了し同点の場合、または試合開始後1時間30分経過後の均等回完了時に同点の場合はタイブレーク方式で試合を決する。
○タイブレークは継続打順で、無死1、2塁の状態で行う
○点差による場合は、5回以降10点差以上あるときにコールドゲームとし決勝戦を含み全試合に適用する
○1日の投球数を最大70球までとする(4年生以下は60球以内・投球制限以内で登板できる)
各チーム5分間行う(但し、運営上省略することもある)
トップインターナショナル J号ボール (大会本部にて用意する)
抽選による若番号のチームを一塁側とする
本部配布の交換用紙(複写式)に記入、提出する(第2試合以後は前試合の3回終了時に交換を行う)
1チーム 11,000円 (組合せ抽選会受付で納入すること)
14. コールドゲーム
15. 投手の制限
16. シートノック
17. 試合使用球
18. ベンチ
19. メンバー交換
20. 大会参加料
21. 参加申込締切
22. 申込書送付先 令和7年5月14日(水) 必着
※参加申込書は静岡県野球連盟ホームページ『大会情報』>学童の該当する県大会参加申込書(エクセル)からダウンロードしてください
《県連ホームページアドレス <http://www.ssbj.jp/>》
参加申込書は作成後、必ず支部から下記メールアドレスに送信する事。(その際、支部内順位がわかるようにする事)
《申込書受付アドレス entry-shizuken@ssbj.jp》
23. 抽 選 会 令和7年5月24日(土) 午後2時 グランシップ(静岡市駿河区東静岡2丁目3-1)
《監督・キャプテン・代表者は必ず出席すること、監督とキャプテンはユニホーム着用する》
24. 大会連絡先 諸 伏 正 行 (携帯電話) 090-8737-8500
25. 日程変更 雨天等での試合の有無は本部より連絡しませんので、各チーム代表者から大会連絡先に問い合わせて棄権のないように注意すること(必ず6時を過ぎてからにしてください)
スポーツ安全傷害保険に全員加入のこと(大会期間中は保険証を携帯してください)
「共同写真企画」が撮影します(開会式が始まる前までに集合写真を撮り終わること)
26. 傷 害 保 険
27. 記 念 写 真
28. 服 装 ・ 用 具 (1) ベンチに入る監督・コーチは、ユニホームの右袖に静岡県野球連盟の指導員章を必ずつけること
(2) 監督・コーチは選手と同一の服装のこと
(3) ベンチに入る代表者・スコアラーはユニホームを着用しない(但し、帽子は着用する)
(4) 試合用具は必ずJSBB公認(マスクはSG基準)のものを使用すること(試合前に審判員の点検を受けること)
(5) 安全面を考慮し、一般用バットのうち、打球部にウレタン、スポンジ等の素材の弾性体を取り付けたバットの使用を禁止する
29. 注 意 事 項 他 (1) 抽選会には必ず出席すること
(2) 申込締切日を過ぎてからの、参加申込書記載の選手及び監督・コーチの変更は原則認めない
(3) 開会式には、しずちゅう大会代表旗とプラカードを準備すること(団旗は不要)
(4) グラウンド内には練習を含めて、登録選手以外は入れない
(5) ベンチ内へは電子スコア用機器1台の持込を認め、メガホンは1個に限り使用を認める
(6) 鳴り物入りの応援は、球場により事情が異なるので、事前に本部の許可を受けること
(7) ベンチ内で自チーム選手への罵声・怒声・暴言は厳禁とする
(8) 応援席の聞き苦しい野次も厳禁とする
(9) 監督・コーチ(代表者)のベンチ入りに際して、指導者登録証等を審判員に提示すること
(10) 選手の健康管理を考慮し保護者2名以内のベンチ入りを認める その際はビブス着用のこと
(11) 投手の「12秒及び20秒ルール」をはじめ、試合のスピード化・マナーに関する確認事項を守ることにより、テンポの良いゲームを展開すること

第13回 しずちゅう旗静岡県学童軟式野球大会 収支予算書（案）

収入の部			支出の部		
科目	明細	金額	科目	明細	金額
大会参加費	@11,000円×32チーム	352,000	大会プログラム		200,000
協賛金		448,000	大会記念品		100,000
			審判料		200,000
			会場使用料		100,000
			食糧費		80,000
			事務費		50,000
			消耗品費		50,000
			雑費		20,000
収入合計		800,000	支出合計		800,000

(第1号様式)

7年4月2日

函南町教育委員会
教育長 様

申請者

住所 函南町畑毛 225-2
(公費) ソーラー道徳教育財団
氏名 廣池 新堂 4人郎 畑毛 225-2
(連絡先) 廣池 山安 男

後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第62回道徳教育研究会 (静岡県東部会端)		
期 日	令和7年7月25日		
会 場	宮城県仙台市青葉区新田 4136-6 宮城県仙台市青葉区交流センター		
主催者	団体名	公益財団法人ソーラー道徳教育財団	
	代表者	廣池 新堂 (理事長)	
	所在地	〒227-8654 静岡県浜松市東区 2-1-1	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	文部科学省・静岡県教育委員会 各教育委員会

裏面があります。

事業の対象 と 目 的	教育関係者対象の道徳教育研究会 教員の道徳授業の質の向上と先生方本人の 道徳力・人間性の向上。		
事業内容	講演会 方式		
申請理由	群馬県を4ブロックに分け、東部会場で12開催は R6年度は、奥州毛 225-211 あり、廣域九戸火曜記念館 で開催する。今年度は、宮城県で開催は、 ふた所内の各学校及び教育委員会に先生方への 協力頂いており、ことから、後援をとりくみ、 申しこみます。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	1,000 円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

第62回道徳教育研究会 静岡県東部会場 日程

令和7年7月25日(金)

会場 富士宮市大富士交流センター

13:00	開 会
	国歌斉唱 主催者 挨拶 富士宮市教育委員会教育長 挨拶 モラロジー道徳教育財団紹介映像 講師紹介
13:30	第 1 講 (60分間)
	『今求められる道徳の力』 麗澤大学大学／教職センター長 大久保俊樹 講師
14:30	休 憩 (15分間)
14:45	第 2 講 (60分間)
	『今求められる道徳の力』 大久保俊樹 講師
15:45	休 憩 (10分間)
15:55	質疑 応答
16:15	アンケート記入
16:25	閉 会
16:30	終 了

第62回道徳教育研究会アンケート

本日はご参加頂きまして有難うございました。下記の項目についてお答え下さい。

1・ あなたご自身のことをお尋ねします。該当するものに○印をお付け下さい。

- ① 教諭（幼稚園／保育園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・大学短大高専）
- ② 教育委員会関係 ③ 行政関係 ④ PTA/一般 ⑤ 学生

2・ 今回の参加に当てはまるものに○印をお付け下さい。

- ① 初めての参加 ②過去の教育研究会に参加した（ 回）

3・ あなたが現在、特に興味・関心をお持ちの教育問題は何でしょうか(複数回答可)

- ① 道徳教育 ②基礎・基本の定着 ③総合的学習への取り組み ④生徒指導(生活指導)
- ⑤ 部活動(クラブ)の指導(特活指導) ⑥地域との連携 ⑦家庭教育 ⑧進路指導(就職も含む)
- ⑨その他（ ）

4. ご感想・ご意見をお聞かせ下さい。

(1) 第1講・第2講 講義について

(2) 今回の研究会全体について

ご協力有難うございました。 FAX 0544-22-8035

第62回道徳教育研究会収支予算書

開催日令和7年7月26日

収 入			支 出		
項 目	金 額	摘 要	項 目	金 額	摘 要
参加費	80,000	1名1,000円	会場費	50,000	会館使用料・看板等
主催者負担金	100,000		資料代	28,000	配布資料
			講師御礼	65,000	交通費込み
			雑 費	37,000	茶菓子・事務雑費
合計金額	180,000		合計金額	180,000	

(第1号様式)

令和7年4月8日

函南町教育委員会
教育長 様

住所

申請者

氏名 大川比呂志
(連絡先)

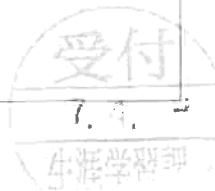


後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第11回函南アローズカップ ^o 中学女子バレーボール大会		
期 日	令和7年5月4日(日)、5日(月祝)		
会 場	函南町体育館 函南小学校体育館他		
主催者	団体名	函南アローズカップ ^o 中学バレーボール大会実行委員会	
	代表者	大川比呂志	
	所在地		
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	(株)トシテックエンジニアリング 酪農王国(株)オラッチェ、伊豆メディカル農園他
		後 援	



事業の対象 と 目的	対象 中学生までで構成するクラブ(女子) 目的 学校の部活やクラブの κατηγοリーを越えて、バレーボール競技を通して、選手同士の友情と研修を深める。 指導者同士の研修や交流を推進し、互いに助け合い情報を交換しあう。		
事業内容	予選リーグ → 順位によるトーナメント 164-4 出場を想定。		
申請理由	青少年健全育成を推進し、バレーボールを通して選手同士の相互理解を図るため。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

各中学校女子バレーボール部顧問

令和7年4月吉日

各バレーボールクラブ代表 様

第11回函南アローズカップ中学女子バレーボール大会 開催要項

函南アローズカップ 実行委員会、実行委員長 大川比呂志

目的 学校部活やクラブのカテゴリーを越えて、バレーボール競技を通して、選手同士の友情と研修を深める。

指導者同士の研修や交流を推進し、互いに助け合い情報を交換しあう。

1. 主催 函南アローズカップ中学バレーボール大会実行委員会

2. 主管 NPO法人函南町スポーツ協会バレーボール部 函南ジュニアバレーボールクラブ

3. 協賛 ㈱シテックエンジニアリング 酪農王国㈱オラッチェ 伊豆メディカル農園 他

4. 協力応援 静岡県バレーボール協会クラブ連盟、東レアローズ静岡男子チーム、

5. 期日 開催日 令和7年5月4日(日) 5日(月祝)

6. 会場 函南町体育館 函南小学校体育館 他

7. 主要日程 両日 開館・受付8:15 監督会議 8:45 開会式 9:20 試合開始 10:00
4日 予選リーグ戦 5日 決勝トーナメント戦

8. 参加資格 中学生までで構成するクラブ、学校部活動チームで、大会期間中はもちろんのこと、事前・事後の健康チェックができること。

9. 申し込み 4月20日 1次締め切り。

10. 申し込み方法 携帯 [黒塗り] (大川宛)
メール [黒塗り]

11. 競技概要 (1) ネットの高さは女子2m15cmで、ミカ4号球(本部用意)を使う。
(2) 4日グループリーグ戦 5日リーグ戦結果によるトーナメント戦
(3) 限られた時間でゲームをするため、本大会独自のルールを採用します。
(監督会議にて最終確認、決定)
(4) 審判は選手可とし、公式記録は行わず、試合結果のみを記録する。
(5) 試合は25点先取、(25-24)終了 タイムは1セット1回

令和7年4月10日

7 419-0122

住所 函南町

申請者

Tel

団体名及び申請者の氏名

函南町文化協会

会長 佐藤 泰博



下記のとおり事業を開催するにあたり、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	函南町文化協会主催 「お話の力 チャリティー落語&朗読会」		
期 日	令和7年8月24日（日） 13:00～15:30		
会 場	函南町文化センター 多目的ホール		
主催者	団体名	函南町文化協会	
	代表者	会長 佐藤 泰博	
	所在地	函南町 [REDACTED]	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	☒ 有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	なし
		後 援 (予定)	函南町教育委員会 函南町 静岡新聞社・静岡放送 伊豆日日新聞

令和7年2月13日

令和6年度【函南朗読会 チャリティーイベント】予算書

函南町文化協会

会長 佐藤泰博

収入 350,000円

支出 350,000円

残高 0円

収入の部 (単位 円)

科 目	予 算 額	備 考
入場料	350,000	チケット販売目標 1,000円×350枚
合 計	350,000	

支出の部 (単位 円)

科 目	金 額	備 考
出演料・交通費	100,000	春風亭傳枝
舞台関係者	15,000	
広報関係費	50,000	ポスター・チラシ・チケット・プログラム・ 印刷料・原画版下料
事務費	20,000	販売手数料等
その他諸経費	20,000	昼食弁当・飲物代等
寄付金	145,000	地域社会福祉貢献
	350,000	

但し、科目間の流用を認める

経費を引いた収益全額を寄付することとする

「お話の力 チャリティー 落語&朗読会」

～夏の怪談ばなし～



春風亭傳枝

わらえる怪談ばなし

朗読の会カメリア

朗読サークル言の葉

怪談ばなし

伊豆市出身 落語芸術協会所属

2024年8月25日(日)

函南町文化センター 大ホール

開場 12:30 開演 13:00

チケット 1,000円全席自由

駐車場 駐車台数に限りがありますので乗り合わせてご来場ください

【チケット販売・問合せ】

函南町文化協会 090-6582-1675 (高橋)

【チケット販売協力店】

カフェ「レオン」(055-944-6676)

花と画材「コスモス」(055-978-9067)

主催/函南町文化協会

後援/函南町 函南町教育委員会 静岡新聞社・静岡放送 伊豆日日新聞

お問い合わせ「お話の力 チャリティー落語&朗読会」

実行委員会 杉山 090-234042437(メールにてお問合せ下さい)

令和7年4月14日

函南町教育委員会 御中

所在地 静岡市駿河区登呂 3
申請者 団体名 静岡県市町対抗駅伝競走大会
代表者 大会会長 大須賀 紇



後援名義使用許可願い

下記事業を開催するにあたり、貴町教育委員会の後援名義の使用許可をしていただきたくお願い申し上げます。

記

事業名	第26回静岡県市町対抗駅伝競走大会
事業の 目的	県内各市町の活性化及び市町相互のさらなる交流の促進、県民意識の高揚、県民スポーツの振興を図ると同時に、本県スポーツ選手の発掘・育成・強化、さらに県民の体力向上等を目的として実施する。
実施日	令和7年12月6日(土) 10:00～14:30
主催者	静岡陸上競技協会、静岡新聞社・静岡放送
会場	静岡県庁本館前～駿府城公園～清水興津清見寺～県草薙陸上競技場
対象者	県下各市町の選抜選手777名、監督・コーチ 74 名
後援名義 使用期間	令和7年6月1日～令和8年3月31日



第26回 静岡県市町対抗駅伝競走大会 大会要綱 (案)

主 共 特 後	別 後	催	静岡陸上競技協会、静岡新聞社・静岡放送		
		催	静岡県、静岡県教育委員会、(公財)静岡県スポーツ協会		
		援	(公財)静岡県市町村振興協会、静岡市		
		援	参加市町、参加市町議会、参加市町教育委員会、参加市町体育協会・スポーツ協会、静岡県市長会、静岡県町村会、静岡県市議会議長会、静岡県町村議会議長会、静岡県校長会、静岡県高等学校長協会、静岡県私学協会、静岡県高等学校体育連盟、静岡県中学校体育連盟		
協	力		静岡県警察、陸上自衛隊坂妻駐屯地第 34 普通科連隊、国土交通省静岡国道事務所、(公社)静岡県看護協会、静岡市自治会連合会、静岡市清水区各地区交通安全会、静岡市交通指導員会、静岡市清水地域連合交通安全推進本部、静岡市スポーツ推進委員連絡協議会、静岡市清水区連合体育会、日本ボーイスカウト静岡県連盟静岡地区・清水地区、長谷通り商店街振興会・同周辺自治会、しずおか RC、清水健走会、草薙激走会、麻機学区体育振興会、西奈南学区体育振興会、NTTドコモショップ静岡安東店、しずおか焼津信用金庫長谷支店、静岡焼津保険代弁(株)、JA静岡市あさはた支店、(株)JA静岡市やすらぎセンター、鳥坂自治会、サーラ物流(株)静岡営業所、サクライ石油(株)鳥坂 SS、(株)合同物流、飯田庵原地域包括支援センター、セントケア清水、静岡市袖師生涯学習交流館、榊屋、(株)ミライサポート、鈴与自動車運送(株)、港トラック運送(株)、静岡市清水区役所、しずてつジャストライン(株)		
運	営	協	力	校	静岡県立静岡高校、静岡県立静岡城北高校、静岡県立静岡東高校、静岡県立静岡西高校、静岡県立駿河総合高校、静岡県立静岡農業高校、静岡県立科学技術高校、静岡県立静岡商業高校、静岡市立高校、城南静岡高校、静岡雙葉中学校・高校、静岡北高校、静岡県立清水東高校、静岡県立清水西高校、静岡県立清水南高校、静岡市立清水桜が丘高校、静岡市立城内中学校、静岡市立清水第六中学校、静岡市立清水第七中学校、静岡市立葵小学校、静岡市立清水袖師小学校

- 主 旨 本大会は東海道四〇〇年祭を契機とし、県内市町の活性化及び市町相互の更なる交流の促進、県民意識の高揚、県民スポーツの振興を図ると共に本県スポーツ選手の発掘・育成・強化、更に県民の体力向上等を目的として実施する。
- 期 日 2025年12月6日(土) (午前10時00分スタート・雨天決行)
- コ ー ス 県庁本館前～駿府城公園～長谷通り～麻機街道～流通センター前～北街道～清見寺～南幹線～草薙陸上競技場 [12区間 42.195km] (関係機関との協議により変更する場合があります)

第1区	3.673km	県庁本館前～中堀2周～駿府城公園二之丸橋	中学生・高校生(女子)
第2区	1.903km	駿府城公園二之丸橋～中堀1周～駿府城公園二之丸橋	小学生(男子)
第3区	1.715km	駿府城公園二之丸橋～中堀半周～草深橋～西草深町東交差点	小学生(女子)
第4区	3.549km	西草深町東交差点～麻機街道～JA 静岡市あさはた支店	中学生・高校生(女子)
第5区	6.855km	JA 静岡市あさはた支店～流通センター前～北街道～鳥坂自治会館	高校生(男子)
第6区	3.911km	鳥坂自治会館～北街道～清水六中	40歳以上
第7区	3.564km	清水六中～北街道～袖師生涯学習交流館	中学生(男子)
第8区	3.020km	袖師生涯学習交流館～清水清見瀧公園	中学生(女子)
第9区	1.619km	清水清見瀧公園～榊屋	小学生
第10区	3.051km	榊屋～さつき通り～清水区役所	一般(女子)
第11区	4.310km	清水区役所～南幹線～清水七中	中学生・高校生(男子)
第12区	5.025km	清水七中～南幹線～草薙陸上競技場	一般(男子)
- チーム編成 (1) チームは市町単位とする。政令市は原則区単位とするが、区の連合チームも可とする。
(但し、行政区を再編した浜松市は、24回大会のチーム編成での参加を27回大会まで認める。)
(2) チーム名は市・町名とし、複数出場の場合は市・町名の後に地域名などで区別すること。
(3) チームは監督1名、コーチ1名、選手21名以内とする。
(4) チーム関係者は大会運営関係者を兼務できない。
- 参加資格 (1) 参加選手は静岡県内出生者(出身者)または2025年9月1日現在、県内各市町に在住(在勤・在学)する者。
(2) 選手登録に際し、下記から選手の参加資格を選択し適用すること。
(a) 出生地、(b) 出身校、(c) 現住所、(d) 保護者の現住所、(e) 勤務地(在籍校所在地)
※勤務地とは生計のために就労する場所を指す。
(3) 適用した参加資格は、区分が変わらない限り変更できない。
(4) 各選手区分の年齢規準は下記の通り。
(a) 中学生区分の参加選手は、2010年4月2日から2013年4月1日までに生まれた者。
(b) 高校生区分の参加選手は、2007年4月2日から2010年4月1日までに生まれた者。
(c) 一般区分の参加選手は、2007年4月1日以前に生まれた者。
(d) 40歳以上区分の参加選手は、1985年12月6日以前に生まれた者。
(5) 選手の参加資格に審査請求があった場合は、選手本人の希望を踏まえた上で以下の順で判定する。
(a) 小・中学生は、①本人の現住所、②在籍校の所在地、③保護者の現住所、④出生地の順。

- (b) 高校生は、①保護者の現住所、②出身校の所在地、③出生地、④本人の現住所、⑤在籍校の所在地の順。
(c) 一般(大学生含)・40歳以上は、①出生地、②出身校の所在地、③本人の現住所、④勤務地(在籍校)の順。
- (6) 人口70,000人未満の市町チームは、一般(女子)区分に、その市町に在住する中学生・高校生を出場させることができる。但し、中学生は2年生以上とする。(これにより出場した選手が翌年、中学・高校区間に出場することを妨げない。) ※人口は前年の10月1日を基準とする。
- (7) 参加資格における「出生地」、「出身校」、「現住所」、「保護者の現住所」、「勤務地(在籍校在籍地)」とは、市町単位チームはその市町とし、政令市の区および連合区チームは該当する区とする。
- (8) 参加資格において、判断しにくい場合は事前に資格審査委員会に相談すること。
6. 競技方法 (1) 本大会は市町駅伝大会要綱・申し合わせ事項及び、2025年度公益財団法人日本陸上競技連盟競技規則、同連盟駅伝競走規則に準拠し実施する。
(2) 参加チームは「大会競技規則」及び「大会注意事項」を遵守すること。
(3) 市町対抗とし、市の部・町の部の2部制(但し、同時スタート)とする。
(4) 引き継ぎにはタスキを用い、タイム測定はタスキに埋め込んだチップで行う。
(5) 各区間は、エントリーを正式に受理された走者が走らねばならない。違反した場合は失格とする。
7. 選手登録 10月14日(火) 17時00分までに所定の方法で届け出ること。
大会エントリーシステムに登録した時点で、チーム及び参加選手は下記の個人情報及び肖像権の取り扱いを承諾したものとする。
8. オーダー表 正式オーダー表はエントリー選手から選出し、所定の方法で監督会議当日の昼12時までに提出すること。
9. 選手変更 選手変更は、本要綱の「参加資格」ならびに「大会競技規則及び注意事項」に従うこと。
10. 表彰 (1) 市・町対抗の2部制とし、優勝旗・優勝杯・県知事杯(それぞれ持ち回り)および静岡県市町村振興協会杯、協賛社杯、賞状、メダル(上位3位まで)を授与する。
(2) 市の部は10位まで、町の部は6位までを表彰する。
(3) 区間1位には区間賞を授与する。(市・町の部ともに)
(4) 前年大会よりタイムの上げ幅が伸長した市の部上位3チーム、町の部上位2チームに敢闘賞を授与する。(入賞チームおよび市町合併等で前年より大幅にチーム編成を変更したチームは対象から除く。)
(5) チームを人口別に6つのゾーンに区分し、そのゾーン内で1位のチームに「ふるさと賞」を授与する。
但し、入賞および敢闘賞を受賞したチームは除く。
11. 監督会議 12月5日(金) 16時00分から 静岡新聞放送会館 4階会議室 (静岡市駿河区登呂3-1-1)
12. 開会式 12月5日(金) 監督会議内で開会を宣言する
13. 表彰式 12月6日(土) 14時予定 草薙体育館「このはなアリーナ」(静岡市駿河区栗原19-1)
全チームの登録選手と監督・コーチを含めた最大23名は必ず出席すること。
14. 併催事業 12月6日(土) 12時50分から 草薙陸上競技場 (静岡市駿河区栗原19-1)
エントリーした小学生の補欠選手を対象に、草薙陸上競技場において男女別1500メートル競走を行う。
15. チーム担当 (1) チーム担当者は、各市町の職員または各市町のスポーツ協会(体育協会)の職員とする。
(2) 各チームは、チーム担当者の氏名・所属・連絡先を大会事務局に登録すること。
(3) 大会事務局はチーム担当を窓口とし、チームと情報を共有する。
16. 個人情報及び肖像権の取り扱い (1) 大会エントリーシステムに登録した個人情報は、大会運営と報道のために利用し、目的以外に使用しない。
(2) 参加選手の氏名・所属などは、公式プログラム及び大会成績、大会報告書、大会ホームページ等に掲載する。
(3) 本大会の写真は、報道機関等による新聞・テレビ・雑誌及びホームページ等に公開することがある。
(4) 本大会の映像は、報道機関等による放映及び大型スクリーンやインターネット等で配信することがある。
(5) 本大会の写真は、主催者が認めた写真販売会社によって写真販売することがある。
17. その他 (1) 主催者は参加者全員を被保険者としてスポーツ保険に加入する。
(補償範囲は大会参加中および往復途中の怪我に限り、疾病および感染症罹患は補償の限りではない。)
(2) 主催者は競技中に生じた事故の応急処置は行うが、事故後の責任は負わない。
(3) 選手は、保険証又は保険証の写しを持参すること。
(4) 選手・付き添いの配置は主催者が行う。
(5) 選手は大会までに医師の診断を受けること。(2025年内に職場や校内健診で異常がなければ必要ない。)
(6) 本大会の開催日は、12月第1日曜日の前日の土曜日とする。

【大会事務局】 静岡県市町対抗駅伝競走大会事務局 TEL:054-284-9094 FAX:054-284-9095
〒422-8033 静岡市駿河区登呂3丁目1番1号(静岡新聞社・静岡放送 地域ビジネス推進局内)
メールアドレス ekidenjimukyoku@gmail.com 2024.12.06(案)

第26回 静岡県市町対抗駅伝競走大会 コース図

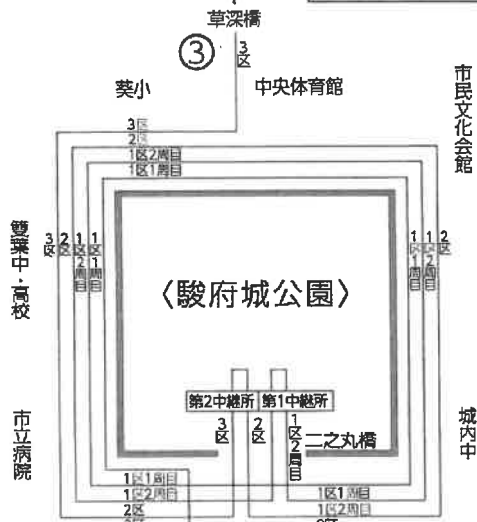


区 間	走 者	距 離
第1区	中学・高校生(女子)	3.673 km
第2区	小学生(男子)	1.903 km
第3区	小学生(女子)	1.715 km
第4区	中学・高校生(女子)	3.549 km
第5区	高校生(男子)	6.855 km
第6区	40歳以上	3.911 km
第7区	中学生(男子)	3.564 km
第8区	中学生(女子)	3.020 km
第9区	小学生	1.619 km
第10区	一般(女子)	3.051 km
第11区	中学・高校生(男子)	4.310 km
第12区	一般(男子)	5.025 km

1区
スタート～中継2周
(1週目は二之丸橋に入らず)

2区
二之丸橋中継所～中継1周
(公園内折り返し有り)

3区
二之丸橋中継所～第3中継所



46

市立病院

市立病院

市立病院

市立病院

市立病院

市立病院

市立病院

市立病院

市立病院

第5中継所
17.695km
麻坂自治会館
選手通過予定時刻
10:54～11:08

第6中継所
21.606km
清水六中
選手通過予定時刻
11:06～11:21

第7中継所
25.17km
袖師生涯学習交流館
選手通過予定時刻
11:17～11:34

第8中継所
28.19km
清見湯公園
選手通過予定時刻
11:28～11:46

第9中継所
29.809km
榊屋
選手通過予定時刻
11:33～11:53

第10中継所
32.86km
清水区役所
選手通過予定時刻
11:44～12:06

第11中継所
37.17km
清水七中
選手通過予定時刻
11:57～12:21

フィニッシュ
42.195km
草薙陸上競技場
選手到着予定時刻
12:12～12:38

第3中継所
7.291km
西草深町交差点
選手通過予定時刻
10:23～10:29

第4中継所
10.84km
JA静岡市あさひ支店
選手通過予定時刻
10:34～10:44

第1・2中継所
3.673/5.576km
駿府城公園二之丸橋
選手通過予定時刻
①10:11～10:15
②10:17～10:22

スタート
県庁本館前
10:00:00

各ブロック交通規制・予定時刻

時間(予定)	規制場所
① 9:45～10:30	県庁本館前～駿府城公園中継所～西草深橋
② 10:15～10:38	西草深橋～長谷通り(大やいも～石鳥居)～城北公園南交差点
③ 10:20～10:45	麻機街道(城北公園南交差点～池ヶ谷西交差点)
④ 10:25～10:52	池ヶ谷西交差点～JA静岡市あさひ支店～豊地北(高架下)
⑤ 10:31～10:58	豊地北(高架下)～流通センター～大河内運送・野菜畑
⑥ 10:36～11:04	大河内運送・野菜畑～上土交番交差点
⑦ 10:41～11:11	上土交番交差点～北街道・鳥坂IC
⑧ 10:46～11:14	北街道・鳥坂IC～麻坂自治会館～矢崎交差点
⑨ 10:50～11:22	矢崎交差点～押切南交差点
⑩ 10:56～11:28	押切南交差点～JALみず高部支店～清水六中～天王東交差点
⑪ 11:01～11:33	天王東交差点～八坂南交差点
⑫ 11:05～12:05	八坂南交差点～秋葉山～辻三丁目交差点
⑬ 11:09～12:05	辻三丁目交差点～袖師生涯学習交流館～袖師交差点
⑭ 11:12～12:02	袖師交差点～横砂交差点
⑮ 11:16～11:57	横砂交差点～清水興津清見寺～清水清見湯公園～横砂交差点
⑯ 11:12～12:02	横砂交差点～榊屋～袖師交差点
⑰ 11:09～12:05	袖師交差点～辻三丁目交差点
⑱ 11:32～12:11	辻三丁目交差点～清水区役所～市役所清水庁舎交差点
⑲ 11:38～12:19	市役所清水庁舎交差点～大坪2丁目交差点
⑳ 11:44～12:25	大坪2丁目交差点～御門南交差点
㉑ 11:49～12:29	御門南交差点～清水七中～中吉田交差点
㉒ 11:54～12:32	中吉田交差点～草薙運動場西門交差点
㉓ 11:57～12:39	草薙運動場西門交差点～草薙総合運動場正門

※コース周辺の交通規制は、あくまでも予定時刻です。選手通過後順次、規制は解除されます。大会当日の交通規制に準じます。